

2018 年度
長崎外国語大学
自己点検・評価報告書

学校法人長崎学院
長崎外国語大学

はじめに	2
本文	5
1. 使命・目的等	6
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定	6
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映	9
2. 学生	13
2-1. 学生の受入れ	13
2-2. 学修支援	15
2-3. キャリア支援	17
2-4. 学生サービス	19
2-5. 学修環境の整備	20
2-6. 学生の意見・要望への対応	23
3. 教育課程	25
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定	25
3-2. 教育課程及び教授方法	28
3-3. 学修成果の点検・評価	32
4. 教員・職員	34
4-1. 教学マネジメントの機能性	34
4-2. 教員の配置・職能開発等	38
4-3. 職員の研修	40
4-4. 研究支援	42
5. 経営・管理と財務	44
5-1. 経営の規律と誠実性	44
5-2. 理事会の機能	47
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック	49
5-4. 財務基盤と収支	51
5-5. 会計	53
6. 内部質保証	55
6-1. 内部質保証の組織体制	55
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価	57
6-3. 内部質保証の機能性	59
7. 独自基準	61
A 社会連携	61
B 国際交流	65
C 現代英語学科	68
D 国際コミュニケーション学科	70
E 教育研究メディア	72
F 教職課程	75
おわりに	77

はじめに

はじめに

1. 本報告書作成にあたって

本学では、中長期計画「長崎外大ビジョン 21 (2014-2020)」に基づき、教育、研究、厚生補導、社会連携等の事業を展開しており、これらの諸事業の「計画策定―事業実施―効果検証―改善立案」のサイクルは、平成 27 (2015) 年度に制定施行された「長崎外国語大学自己点検・評価規程」に則り、自己点検・評価運営会議を中心とした体制により担保されている。

平成 30 (2018) 年度からは「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」の改正・施行に伴って、認証評価の第 3 期評価システムがスタートし、ここでは「内部質保証」と「PDCA サイクルの機能性」が評価の最重要項目となった。また平成 30 (2018) 年 11 月 26 日発表の中央教育審議会「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)」には、認証評価における基準と運用の更なる厳格化への提言が明記され、「認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告または資料を提出することを求める」としており、更に、認証評価結果に応じて当該大学への「資源配分への反映」や「改善勧告、変更命令等の段階的措置を行う」ことも検討するよう求められている。本答申の公表により、「内部質保証」と「PDCA サイクルの機能性」という両課題に対する各大学の対応は、より一層慎重かつ厳正を期する必要が生じてきたと言えよう。これらの流れを踏まえて、大学自己点検・評価は、まずは前提として規程等の組織面・体制面をほぼ完全に整備しておくことが必須であり、そのうえで今後は、その取り組みの内実、即ち「大学における自己点検・評価活動が、教学面・運営面の質の向上に“確かに”貢献していることを“可視的に”証明すること」が不可欠になってくる。具体的には、教学面においては、学修成果の検証とそれに基づく改善施策の立案等、運営面においては中長期計画を踏まえた大学運営とその不断の検証等、となるであろう。

本学では、教育職員・事務職員の全役職者による会議「運営協議会」等で繰り返し本件を協議することにより、以上の認識を全教職員が共有しているほか、実効性ある改革が恒常的かつ継続的に進展することを目指して、本学を構成する学部・各センター・各部局に当該組織名を付した個別の自己点検・評価委員会を設け、各組織単位で日常的に自らの取り組みを振り返り、改善に繋げるシステムを構築することで、その機能性の更なる向上に努めている。

さて本報告書は、『2014-2016 年度長崎外国語大学自己点検・評価報告書』、『2017 年度長崎外国語大学自己点検・評価報告書』に続いて、平成 26 (2014) 年度から始まる「長崎外大ビジョン 21」計画年度のうち 5 年目にあたる平成 30 (2018) 年度を扱っている。過去 2 編の報告書と同じく、本学の取り組みが、本学院の建学の精神、及び「長崎外大ビジョン 21」の目指すところと軌を一にして実行されているかを点検し、併せて認証評価の第 3 期評価システムが求める内部質保証の水準に達しているか否かを検証するものである。本学が予定する次回の認証評価受審 (令和 3 (2021) 年度) を 3 年後に控えて、これまで以上に厳密かつ詳細な検証が加えられたものと自負しており、本学の問題点や未熟な部分もまたより明確に浮かび上がったものと思う。大方の叱正を乞いたい。

2. 本報告書の体裁

本報告書は、過去 2 編 (『2014-2016 年度』、『2017 年度』) 同様、公益財団法人日本高等教育評価機構の第 3 期評価システムの評価項目に準拠した体裁となっており、本報告書の章立てのうち 1. から 6. は全て第 3 期評価システムの基準項目と同一である。1. から 6. に盛り込めない本学の特性に基づく内容を「7. 独自基準」と題して A から F の全 6 項目に分けて掲載している。独自基準の項目名と分類は、2017 年度報告書と同様である。

各章・各項目の構成は以下のとおり。まず、第 3 期評価システムにおける「基準 (1.~6.)」が示

され、その下に「基準項目 (1-1.~6-3.)」を列記し、更に、「評価の視点 (1-1-①、など)」及び「留意点」を左右対照させて明示した。これらは全て大学機関別認証評価の第3期評価システムの大学評価基準に拠っており、「留意点」は、大学評価基準における「自己判定の留意点」と同一である。この大学評価基準に倣い、独自基準 (A~F) における基準、基準項目、評価の視点、留意点については本学が独自に設定した。

本文は、上記「評価の視点」ごとに、当該年度の「自己評価」及び「残された課題と改善・改革に向けた取り組み」を記述した。更に、頁下部の四角囲み欄には、「長崎外大ビジョン 21」に基づき作成された、平成 30 (2018) 年度自己点検・評価シートの該当番号を記入し、そのほか本報告書の作成にあたり参考とした資料名、及び「長崎外大ビジョン 21」の該当項目名を併記した。これにより、次年度以降の自己点検・評価における一貫性を担保するとともに、令和 2 (2020) 年度の中長期計画完成年度まで、絶えず「長崎外大ビジョン 21」に立ち返った事業実施ができているかを自己評価するものである。

本文

1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
1-1-①意味・内容の具体性と明確性	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。
1-1-②簡潔な文章化	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。
1-1-③個性・特色の明示	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。
1-1-④変化への対応	<input type="checkbox"/> 社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	
<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により、異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。	
エビデンスの例示	
<ul style="list-style-type: none"> ・使命・目的、教育目的などを示す資料 ・個性・特色に関する大学の自己認識を示す資料（関係部分） ・使命・目的、教育目的の改定があれば、その改定の理由と経緯を示す資料 	

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

1-1-②簡潔な文章化

[自己評価]

長崎外国語大学学則は、第1章で大学の理念・教育目的を次のように定めている。

第1条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定める大学として、キリスト教精神に基づき、外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の幸福と発展に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

第1条に掲げる「キリスト教精神」は、「学生要覧」等に掲載の「建学の精神」の中で、「隣人愛」、「献身と奉仕の精神」、「真理と自由の探求」の三つの簡潔なキーワードでその意味・内容が具体的かつ明確に示されている。

先の大戦の反省から、世界平和と人類の共存共栄の理想を実現するためには、外国語を用いて異なる国々の人々と対話し、異文化を理解し尊重する若者を養成しなければならない。そして日本の良心たるそのような自立した人間の教育の基盤は、キリスト教の「隣人愛」「献身と奉仕の精神」「真理と自由の探求」という普遍的な価値観にこそ置かれるべきである、と彼ら（創立者たち）は考えたのである。

さらに、学則第1条「外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の幸福と発展に寄与しうる人材を育成する」と

いう大学の教育目的については、学則第4条第2項「学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的」のなかで、より具体的かつ明確に記述されている。

- (1) 外国語学部は、柔軟な思考力と異文化に対する感性を磨き、国際的な教養と外国語の実践的な運用能力を身につけることによって、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。
- (2) 現代英語学科は、実践的な英語運用能力の練磨とグローバリズム世界における文化的・経済的な多様な可能性や意義を探究することを通して豊かな教養と専門性を身につけ、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。
- (3) 国際コミュニケーション学科は、ドイツ、フランスを中心とするヨーロッパ・EU文化圏、中国、韓国、日本を中心とするアジア文化圏の言語・社会・文化を学び、多文化共生の多様な可能性や意義を探究することを通して豊かな教養と専門性を身につけ、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

学則に掲げる以上の「教育及び人材養成の目的」は、平成21(2009)年度に策定したものであり(「学生要覧」記載)、「語学力」、「コミュニケーション力」、汎用的能力としての「人間力」の養成を主眼としている。

また、後に策定された「長崎外大ビジョン21—中長期計画(2014-2020)」では、育成する人材像を「グローバル人材」として掲げ、その育成ビジョンを描いている。「グローバル人材」の定義づけは、以下のとおりである。

グローバル化が進む世界において、日本人として主体的に物事を考え、言語、文化、価値観の異なる人びとに自分の考えを効果的に伝え、その差異を乗り越えてお互いを理解し、新しい価値を生み出すために一致協力して行動に踏み出すことができる人材。

以上のとおり、本学の使命・目的及び教育目的は、簡潔な文章で具体的かつ明確に明文化され、学生に配布される「学生要覧」、ホームページ等で学生、保護者、教職員、社会に周知されている。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

学則第1条の大学の目的は、平成13(2001)年に大学が設置されたときに制定されたものである。学則第4条第2項に掲げる「学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的」は、平成20(2008)年4月の大学設置基準の一部改正を受け、それまでの学部学科の教育目標、人材育成目標等を整理して平成26(2014)年に学則に記載したものである。今後も、使命・目的及び教育目的の明確性、具体性、簡潔な明文化、一貫性を維持、継続していく。

1-1-③個性・特色の明示

[自己評価]

学則第1条、第4条第2項に定める本学の使命・目的及び教育(人材育成)の目的は、キリスト教精神の涵養を図り、「語学力」、「コミュニケーション力」、汎用的能力としての「人間力」を身につけた人材の育成である。その記述は外国語大学としての本学の個性と特色を端的かつ適切に示すものである。

以上のとおり、本学の使命・目的及び教育(人材育成)の目的は、大学の個性と特色を反映し、明示している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①使命・目的及び教育目的の見直しを大学全体として行い、必要に応じて学生への浸透を更に深めるための教育的措置の要否を検討する。

1-1-④変化への対応

[自己評価]

「大学の使命・目的及び教育目的は、大学を取り巻く環境や社会の大学教育に対するニーズの変化に対応して、その内容と記述を検討し、必要な変更を加えている。

- ①平成 20 (2008) 年中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」で提示された汎用的能力としての「学士力」への対応として、5つの汎用的能力からなる「人間力」を教育目標に取り込んだ。
- ②平成 22 (2010) 年度には「就業力」育成の一環として「人間力」の再定義を行い、シラバスに記載される観点別評価指標として採用している。
- ③平成 24 (2012) 年度には、これらを踏まえて独自の「グローバル人材」の概念規定を行い、本学が育成すべき人材像として「長崎外大ビジョン 21—中長期計画 (2014—2020)」に盛り込んでいる。
- ④学則第 4 条第 2 項に掲げる「学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的」は、これらを総合し、また学部学科の教育目標、人材育成目標等を整理して平成 26 (2014) 年度学則やホームページに記載したものである。
- ⑤学校教育法施行規則の改正 (平成 29 年 4 月 1 日施行) に対応すべく、上記①~④を踏まえて、平成 28 (2016) 年度に三つのポリシー (DP、CP、AP) を策定し、ホームページ等で公表した。
- ⑥平成 29 (2017) 年度は、平成 31 (2019) 年度に導入予定の新カリキュラムの編成作業を行ったが、その際に使命・目的及び教育目的を確認し、新しい三つのポリシーを制定した。
- ⑦平成 30 (2018) 年度は、新カリキュラム施行を前提として新規制定の三つのポリシーに加えて、アセスメント・ポリシーを定めた。
- 以上のとおり、本学はグローバル化という時代の変化及び改正法令に対応して、使命・目的、教育目的等を適切に定めていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①平成 31 (2019) 年度に導入の新カリキュラムに対応するアセスメント・ポリシーに従って、質保証のための PDCA サイクルを稼働させる。

[エビデンス]

(1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート

1-1 AP と入試制度、2-1 DP 再構築、2-2 CP 再構築、3-1 DP・CP に基づくプログラム、9-1 ミッション理解促進

(2) その他

- ・「長崎外大ビジョン 21」
- ・大学ホームページ
- ・大学ポータル
- ・各年度『学生要覧』

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1/3. 学士課程教育の質保証への取り組み強化

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
1-2-①役員、教職員の理解と支持	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。
1-2-②学内外への周知	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。
1-2-③中長期的な計画への反映	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させているか。
1-2-④三つのポリシーへの反映	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させているか。
1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性	<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されているか。

エビデンスの例示

- ・使命・目的及び教育目的の策定及び改定への役員、教職員の関与・参画の状況を示す資料
- ・使命・目的及び教育目的を学内外へ周知するための方法・手段を示す資料
- ・中長期的な計画と使命・目的及び教育目的との関係を示す資料
- ・三つのポリシーと使命・目的及び教育目的との関係を示す資料
- ・教育研究組織に関する規則及びその構成を示す組織図・資料

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①役員、教職員の理解と支持

[自己評価]

大学の使命・目的及び教育目的については、理事長のリーダーシップの下、理事会、評議員会、経営企画協議会において、周知・確認が行われており、理事会と大学との連絡調整機関である運営協議会においても教職員・法人役員間の情報・意見交換が行われている。大学においては、学長のリーダーシップの下、大学協議会、教授会、年度当初の教職員オリエンテーション等において周知・確認が行われている。また、キリスト教主義教育の在り方については、外大ビジョン21に盛り込まれた「長崎外大ミッションの理解促進プロジェクト」に基づき教職員・法人役員によって構成される宗教委員会や教学の重要事項を審議する大学協議会において検討され、必要な改革等は学内に周知されている。加えて、事業計画の冒頭に重点事業を挙げ、平成29(2017)年度以降、その第一として「建学の精神の理解と普及」を掲げている。平成30(2018)年度の記述は、「学院宗教主任のリーダーシップの下、チャペル改革を軸とし、全学の取組として建学の精神、キリスト教主義に基づく教育へのより深い理解と実践を図ります。」としている。

以上のとおり、大学の使命・目的については、役員、教職員の十分な理解と支持が得られていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①「長崎外大ミッションの理解促進プロジェクト」を引き続き推進する。
- ②平成31(2019)年度においては、年度初めの教職員オリエンテーションや新設の授業科目「外大と長崎」において、より多くの教職員、学生に対して長崎外大ミッションの理解と促進を図る。

1-2-②学内外への周知

[自己評価]

外大ビジョン 21 の「長崎外大ミッションの理解促進プロジェクト」に基づき、以下のよう
な取り組みを行っている。

- ①ホームページでは「建学の精神」や大学の使命・目的、教育目標を掲載し、周知を図つて
いる。
- ②「大学案内」は、高等学校（高校生）等のみならず学外の公的機関等へも配布している。
- ③入学式並びに卒業式での学長式辞には、教育理念、建学の精神が随所に織り込まれている。
- ④新入生オリエンテーションや教職員オリエンテーションでは、学長の建学の精神について
の講話、学院宗教学主任のキリスト教主義教育についてのレクチャーの時間を設けている。
- ⑤保護者、卒業生、学外者に対しては、年 2 回発刊する学院報『ぶどうの樹』に建学の精神
や具体的な教育活動に関する記事が掲載されている。

これらを通して大学の使命・目的、教育目標を伝えている。

以上のとおり、学内外への周知は適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①使命・目的及び教育目的の学内外への周知、普及は継続して行う。
- ②英語等の外国語による記述を行い、より広く学内外へ周知する。

1-2-③中長期的な計画への反映

[自己評価]

- ①平成 13 (2001) 年、大学開設時に大学の使命・目的を規定 (学則第 1 条)。
- ②平成 20 (2008) 年、「経営改善計画—平成 20 年度～24 年度 (5 カ年)」のうち、その「実
施計画 (2) 学園の目指す将来像」で、学則第 1 条 (「外国語と国際文化に関する知識を教授
研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の幸福と発展
に寄与しうる人材を育成することを目的とする。」) を以下のとおり敷衍した。

第一に優れた人間性と教養をそなえ、社会的な責任と使命を自覚した人材の育成、第二に、外国語
大学の名に恥じない外国語教育、同時に国際的に通用するコミュニケーション能力と人間力を兼ね
備えた人材の養成、第三に、地方小規模大学にしかできない学生のきめ細かな指導とキャリア支援

- ③平成 25 (2013) 年、「長崎外大ビジョン 21—中長期計画 (2014-2020)」を策定。本学が育
成する「グローバル人材」像及びそのための総合的な大学改革ビジョンと 21 の戦略・プロ
ジェクトから構成され、使命・目的及び教育目的及びそれまでの大学改革の成果を反映し
ている。また、長崎外国語大学学則第 1 条は、「キリスト教精神に基づき、外国語と国際文
化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並び
に人類社会の福祉と発展に寄与しうる人材を育成すること」としている。この教育目的を
踏まえ、中期計画においては本学が育成を目指すべき人材像を「グローバル化が進む世界
において、日本人として主体的に物事を考え、言語、文化、価値観の異なる人びとに自分
の考えを効果的に伝え、その差異を乗り越えてお互いを理解し、新しい価値を生み出すた
めに一致協力して行動に踏み出すことができる人材」として定め、グローバル人材の育成
を目指すこととしている。

以上のとおり、使命・目的及び教育目的は、中長期的な計画に反映されていると自己評価す
る。

なお、平成 29 (2017) 年度には、「長崎外大ビジョン 21—中長期計画 (2014—2020)」の中間評価を行い、その結果を「2014—2016 自己点検評価報告書」として公表した。また、「長崎外大ビジョン 21—中長期計画 (2014—2020)」について、一部追加修正を行うこととした。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①本学では令和 3 (2021) 年度以降における次期中長期計画の策定に 2019 年度中に着手する予定であり、当該計画にも普遍の使命・目的を反映させることとする。

1-2-④三つのポリシーへの反映

[自己評価]

本学は、建学の理念に則り、本学の使命・目的及び教育目的に基づき学科ごとに三つのポリシーを策定し、「長崎外大ビジョン 21—中長期計画 (2014—2020)」に則り、これら目標の実現に取り組んでいる。各教員が各自のシラバスを作成する中で、三つのポリシーに基づき、講義目標、講義内容及び評価方法を記述している。「長崎外大ビジョン 21—中長期計画 (2014—2020)」、三つのポリシー及びシラバスは、大学ホームページや学生募集要項、学生要覧に掲載し、公開・周知している。アドミッション・ポリシーは、大学及び学部・学科の使命・目的及び教育目的を反映し、「入学者受け入れの方針」「求める人物像」「事前に学んでほしいこと」を学生募集要項に掲載している。カリキュラム・ポリシーは、各学科のカリキュラム構成の中に、学科の使命・目的及び教育目的を盛り込んだカリキュラム内容を構築し、シラバスにその内容を掲載し、学生に提示している。ディプロマ・ポリシーについても、資格取得に必要な科目や単位の中で、カリキュラム受講によりディプロマ・ポリシーに基づいた人物像の形成がなされる形を取っている。

以上のとおり、学科ごとに策定された三つの方針 (アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー) は、使命・目的及び教育目的を反映していると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ① [建学の精神・目的] から [三つのポリシー]、さらには [アセスメント・ポリシー] に至る流れ、関係性を分かりやすく可視化し、一層の理解と普及を図る。
②キリスト教主義教育の学修成果をどのように評価するのかについて、研究を進める。

1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

[自己評価]

本学の教育研究組織は、外国語学部現代英語学科、国際コミュニケーション学科及び教職課程 (外国語・英語、日本語)、付設教育研究機関としての国際交流センター、教育研究メディアセンター、キャリアセンター、社会連携センター、新長崎学研究センター、平成 30 (2018) 年度新設の学修支援センター並びに教育支援部、学生支援部、入試広報部などから構成されている。これらの組織は、大学の使命・目的及び教育目的と整合性が取れたものとなっている。

なお、平成 27 (2015) 年改正学校教育法に則り、平成 26 (2014) 年度中に、学長が戦略的に大学をマネジメントできるようにガバナンス体制の再構築と学内規程の整備を行い、大学の意思決定の権限と責任を明確にし、大学の使命・目的及び教育目的の実現に向けた取組がより円滑に行えるようになった。平成 29 (2017) 年度には、キリスト教主義教育に基づく多言語グローバル人材の育成や国際交流大学という本学の特色を活かして、教職課程を一層充実させるため、平成 29 (2017) 年度に教職センターを設置した。さらに平成 30 (2018) 年度には学修支援センターを設置した。

以上のとおり、本学では使命・目的及び教育目的に合致した教育研究組織が不断に整備されている。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ① 普段の自己点検評価の結果を踏まえ、今後も大学の使命・目的及び教育目的と整合性が取れた教育研究組織の構成を維持していく。

[エビデンス]

(1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート

【「②学内外への周知」について】

1-2 全学的広報体制、6-1 社会への公開、17-1 学院広報誌、17-2 ホームページ、22 ICT 部門

(2) その他

なし

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1/3. 学士課程教育の質保証への取組み強化

基軸 1/9. 長崎外大ミッションの理解促進と長崎外大生としての誇りの涵養

2. 学生

2-1. 学生の受入れ	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知	<input type="checkbox"/> 教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。
2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証	<input type="checkbox"/> アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか。
2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	<input type="checkbox"/> 教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	
<input type="checkbox"/> 入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。	
エビデンスの例示	
<ul style="list-style-type: none"> ・ アドミッション・ポリシーを示す資料 ・ アドミッション・ポリシーと入学者受入れ方法との関連を示す資料 ・ 収容定員及び入学定員と学生数の現状との対比を示す資料 	

2-1. 学生の受入れ

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

[自己評価]

建学の精神及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと連動したアドミッション・ポリシーを策定しているが、毎年点検を実施している。点検は、入学委員会、アドミッションズ・オフィスにて行っているが、最終的には大学協議会において確認をしている。

アドミッション・ポリシーの周知に関しては、入学試験要項、ホームページ等で公表をした他、受験生を対象とした大学説明会等においても説明を行っている。その際には、入試種別毎の基本方針や、本学の求める人材像、学修の内容等を分かりやすく伝えている。

さらに、2020（令和2）年度から入試制度が変更になるのにあわせて、アドミッション・ポリシーの見直しを行う準備を今年度から開始している。

以上のとおり、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知については、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①2020（令和2）年度からの入試制度変更に則したアドミッション・ポリシーの策定を行う。

②新アドミッション・ポリシーのより効果的な周知方法について検討を行う。

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

[自己評価]

入学委員会等で検証されたアドミッション・ポリシー、入学者選抜の基本方針に則った試験科目及び評価基準を設定し、各種入学試験を実施した。今年度から、スカラシップ入試を1日だけでなく、2日間実施し、入学者の便宜を図った。

一般入試、スカラシップ入試等、入学試験問題においては、良質かつ公正な試験問題の作成を目指して、科目ごとに責任者を任命し、さらに担当者全体に対する説明を実施した。チェック体制についても、事前の確認の機会を増加させ、出題ミスの防止に努めた。

面接試験を要する入試種別については、入学委員会において毎年評価基準を見直しているが、今年度は入学後の学修継続の可能性をはかるために「学修継続性」という項目を新設した。

合否判定についてであるが、まずは入試広報課において採点結果の検算等確認作業を行い、そのうえで入学委員会にて最初の判定、次に教授会にて再度判定を行い、最終的に学長決裁を仰いだ。

以上のとおり、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①2021（令和3）年度からの新入試制度にへの対応を行う。
- ②入学者に対する入試種別ごとのより充実した検証を行う。

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

[自己評価]

1年次170名、3年次編転入30名の入学定員に対し、平成31（2019）年度入学者は下表のとおりであった。

		1学期生	2学期生	5学期生	6学期生
		2019年春 入学	2018年秋 入学	2019年春 入学	2018年秋 入学
現代英語学科	1年次入学	118	0	—	—
	3年次転入学	—	—	2	0
	3年次編入学	—	—	0	0
	学科合計	118	0	2	0
国際コミュニケーション学科	1年次入学	72	8	—	—
	3年次転入学	—	—	0	0
	3年次編入学	—	—	10	26
	学科合計	72	8	12	26
学部合計		190	8		
学年別合計		198		38	

以上のとおり、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持については、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①国際コミュニケーション学科の1年次生定員充足のための対応を検討する。
- ②入試広報活動のより効果的な対応に向けて、検証を行う。

[エビデンス]

(1) 平成30（2018）年度自己点検評価シート
1-1 AP と入試制度、1-3 高大連携、1-4 留学生募集、1-5 社会人学生募集

(2) その他
なし

[長崎外大ビジョン 21]

基軸1/1. 入試・入学制度の再構築による多様で優秀な学生の確保

2-2. 学修支援

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備	□教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
2-2-②TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実	□障がいのある学生への配慮を行っているか。 □オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。 □教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。 □中途退学者、休学者及び留年者への対応策を行っているか。

エビデンスの例示

- ・学修支援に関する方針・計画・実施体制を示す資料
- ・職員・TA などによる学修の支援体制を示す資料
- ・退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策の検討状況などを示す資料

2-2. 学修支援

2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

[自己評価]

学生の自習やグループワークだけでなく、授業や報告会等にも活用されているラーニングコモンズ CoSTa Space (Co Study Tanoshii Space : 共に学んで楽しい空間) には、教職員などによるサポーターが常駐する体制を整えている。また、オフィスアワーは、すべての専任教員が1週間に1時限定し、シラバスと授業時間割表にこれを記し周知している。

障がいのある学生はこれまでも受け入れた経験はあるが、より明確な受け入れ方針を策定するため平成30(2018)年度に「合理的配慮」に関するマニュアルの整備をはじめている。

学修支援体制の整備は離学者防止の観点からも行われている。平成30(2018)年度は主に面談回数の確保による指導の徹底を図った。学生支援課と教育支援課の窓口業務に加え、平成30(2018)年度10月に設立された学修支援センターと個々の授業担当者との学生生活アドバイザーと連携して学生指導に当たれるよう、現行のアドバイザー制度に変更を加えている。

平成30(2018)年度も引き続き休退学防止連絡会議を2回実施し、問題を抱えている学生の情報を教職員間で共有し、協働による支援体制を整えた。FD等の成果で休退学に至る学生像の分析も進み、アドバイザーと密接に連携し、これまでできなかった頻度・密度で面談を実施している。

以上のとおり、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備は、適切に行われている自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①2019年度の早い段階での要支援学生のための「合理的配慮」マニュアルを確定する。
- ②改善したアドバイザー制度、学修支援センターが成果を生むのは2019年度となるが、現行の制度でも離学者の実数は減少している。教学面が原因となる離学者対策はこれからが正念場である。

平成30(2018)年度第三四半期現在で、退学者は目標の4.8%に対して5.1%、休学者は4.0%の目標に対して4.1%と若干高く、目標の達成に失敗しているが、休退学者防止のための直接的な面談の結果、学生カルテシステムは延べ人数497名が更新され、休退学者の総数は前年度を下回

っていることから、今後も休退学者を出させないための全学的な取り組みを続け、不断に取組の改善を行う。

2-2-②TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

[自己評価]

現行の SA 制度を改め、スチューデント・リーダーズ・プログラムという学生が学生と学びあうためのプログラムを開発中である。このプログラムでは、これまでのチューターを TA と改め、SA と共にリーダーとなって学生の指導に協力する。TA や SA は学修支援センター等に配属され、学修支援に協力することとなる。

以上のとおり、TA による学修支援体制はないが、チューターや SA による学修支援体制の改善に取り組み、その充実に努めていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①スチューデント・リーダーズ・プログラム (SLP) を 2019 年度に整備する。このプログラムによる TA の設置により、学修支援を求める学生の学修は改善されると思われるが、TA 自身の学修の振り返りにより、TA の学修もまた深まるものと期待している。

[エビデンス]

(1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート

1-5①、2-11 国際寮を活用した教育、2-17 (7-2) 奨学金、4-4 IR、7-1 学生支援、7-3 退学者低減、9-1④

(2) その他

- ・ CoSTa サポーターデスク担当表及びマニュアル
- ・ 平成 30 (2018) 年度シラバス及び時間割
- ・ 「合理的配慮に関する手続きマニュアル (案)」
- ・ 休退学防止連絡会議 関連資料

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1/2. / (10) 国際寮を活用した教育

基軸 1/4. 教員主体から学生主体への教育の転換

2-3. キャリア支援

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備	<input type="checkbox"/> インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

エビデンスの例示

- ・キャリア支援に関する教育課程上及びその他の教育としての取組み状況を示す資料
- ・就職・進路先の実態及びその取組み状況を示す資料

2-3. キャリア支援

2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

[自己評価]

外大ビジョン 21 [基本目標 8 教育戦略] 及び学校法人長崎学院経営改善計画 [平成 28 年度～32 年度(5 ヵ年)「キャリアプランニング」授業とキャリア支援活動]に基づき、平成 28(2016)年度より学生の社会的・職業的自立を支援する体制の整備に力を注いできた。平成 30(2018)年度は基本的には平成 29(2017)年度の支援体制の整備を受け継いだものであるが、「キャリアセンター基礎情報(平成 26(2014)～平成 30(2018))」をもとにその整備状況の全体的傾向をまとめると次のようになる<基準年(平成 26(2014)/平成 27(2015)年度平均)比定量分析>。

- 1) 基準年比において、キャリアセンターへの来室者数、模擬面接者数、「キャリアプランニングⅢ」の履修者数、「SPI 対策講座」及び「同学内模試テスト」の参加者、「就職率」の3年間平均は増加傾向にある。
- 2) 他方で、「インターンシップ」科目履修者数の減少と「1day 就活塾」参加者数、「学内企業説明会実施」数の横ばい、「企業来学件数」の微減。
- 3) 「企業訪問件数」の減少。

支援体制充実のための必要条件是講座等における多数の参加者であるが、1)における増加傾向は評価でき、小規模である強みを活かして、学生と直に接する時間を増やし、多様化する学生の状況を把握するのに重要な役割を果たしている。その結果が、「就職率」の高位維持につながっている。他方で、2)の「インターンシップ」科目を敬遠し、就活サイトを利用した短期型のインターンシップに複数参加する傾向が見て取れる。また「学内企業説明会実施」や「企業来学件数」は、本学学生の進路に有望である企業に絞り込んでいる面もある。さらに3)の「企業訪問件数」については、1)での手厚い支援に注力することの裏返しで、現在の人員配置では決定的にマンパワーの不足が原因であることは明らかだ。

このような環境の下でも、今年度は九州教具株式会社との提携のもとで「長期インターンシップ」を実施し、2名の学生が参加した。同インターンシップの結果、同社に対して事業提案をし、同事業提案が受け入れられるなどの実績を上げることができた。

以上のとおり、就職希望者に対する就職率 100%を目指し、学生の社会的・職業的自立を支援しており、平成 30(2018)年度の就職率は 98.5%(3月31日現在)であり、本学におけるキャリア支援教育及び支援体制は十分に充実している。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

上記のとおり、定量的な評価では高く評価できるものの、このタイミングでの質的な改善・

向上を目指さなければならない。例えば、1) 本学学生の特徴を踏まえた上での高い目標設定と実現可能性（「平成 30（2018）年度卒業生の就職内定先一覧」）、2) 特に、「キャリアプランニング」科目や「インターンシップ」の質的チェックや指導の継続性、などの視点を挙げることでできよう。このような視点や学生に対する社会的・職業的自立支援の本質を踏まえ、本学のキャリア教育において改善・改革をしなければならないことをまとめると次のようになる。

- ①キャリア教育に関する学生のニーズや実態を体系的に分析すること。
- ②就職率を「数と質」の観点から再考し、キャリア教育の目標を再設定する。
- ③教学全体におけるキャリア教育の位置づけを明確にする。
- ④キャリア教育に関する情報の纏め方、活用方法を定め、キャリア教育に関する情報の共有化を促進する。
- ⑤上記の課題に対処するため、インターンシップ等を専門とする担当教員の配置を検討する。

[エビデンス]

(1) 平成 30（2018）年度自己点検評価シート

2-18 留学経験者に対するアフターケア及びキャリア支援の強化、8-1 キャリア教育、8-2 職業教育、8-3 キャリア支援、8-4 地域社会ニーズ、13-1③

(2) その他

・「長崎外国語大学キャリアセンター基礎情報（平成 26（2014）年度・平成 30（2018）年度）」

・「平成 30（2018）年度卒業生の就職内定先一覧」

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1/8. 就職率 100%を目指すキャリア教育と就職活動支援プログラム

2-4. 学生サービス

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
2-4-①学生生活の安定のための支援	<input type="checkbox"/> 学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させているか。 <input type="checkbox"/> 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 学生の課外活動への支援を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っているか。

エビデンスの例示

- ・ 学生相談室、医務室などの利用状況を示す資料
- ・ 奨学金給付・貸与状況を示す資料
- ・ 学生の課外活動などへの支援状況を示す資料
- ・ 社会人、編入、転入学生などへの支援状況を示す資料

2-4. 学生サービス

2-4-①学生生活の安定のための支援

[自己評価]

本学入学直後に学生生活全般と奨学金受給のオリエンテーションを実施している。本学独自の勤労奨学金制度は現在スチューデント・リーダーズ・プログラムとして改正されつつある。平成 30（2018）年度は日本学生支援機構から 233 人、勤労奨学金制度からは 32 人が受給した。

アドバイザー制度により、学生生活の急変に対応した支援が可能となっている。国会で審議中の高等教育無償化も視野に入れ、2019 年度に新しい奨学金制度を設計するよう事業計画を立てている。

アドバイザーでは対応できない事例はスクールカウンセラーが対応する。平成 30（2018）年度は週 4 回カウンセリングルームを開室し、延べ 328 人の来談者があった。学生の課外活動は学友会を指導して行っており、19 の課外活動団体や 4 の学生団体を支援している。

以上のとおり、学生生活の安定のための支援は総じて適切に提供されていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①前年度課題としたアドバイザー制度の改革は、学修支援センターと個々の授業担当者とが学生生活アドバイザーと連携して学生指導に当たる新しいものに差し替え途中である。

[エビデンス]

(1) 平成 30（2018）年度自己点検評価シート

2-6 地域社会との連携、2-17（7-2）奨学金、4-6 ボランティア支援、7-1 学生支援、7-3 退学者低減、12③、12④、17-3 保護者会、23 ハラスメント防止

(2) その他

なし

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1/7. 学生の多様なニーズにこたえる学生支援の推進

2-5. 学修環境の整備

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理	□教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。
2-5-②実習施設、図書館等の有効活用	□教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。 □適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。 □教育目的の達成のため、コンピュータなどの IT 施設を適切に整備しているか。
2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性	□施設・設備の利便性(バリアフリーなど)に配慮しているか。
2-5-④授業を行う学生数の適切な管理	□授業を行う学生数(クラスサイズなど)は教育効果を十分挙げられるような人数となっているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	
□施設・設備の安全性(耐震など)を確保しているか。	

エビデンスの例示

- ・施設設備の安全管理やメンテナンスに関する規則、運用方針、運用計画など及び管理体制を示す資料
- ・授業(講義、演習、実験など)のクラスサイズを示す資料

2-5. 学修環境の整備

2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

[自己評価]

校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理については、平成 26 (2014) 年度に外壁のタイル剥落対策としてライブラリーの外壁の全面改修工事を行い、その後安全性を確保することを優先し、毎年計画的に外壁の整備を行ってきた。

また、平成 28 (2016) 年 11 月に学院所有の法面が部分的に崩壊したが人的被害は幸いなかった。今後もこの法面は崩壊が十分予想されるため、時津町・長崎県及び地元地権者と協議を重ねた結果、長崎県が主体となって急傾斜事業として取り組む方向となった。ただし、対象となる土地は長崎県に寄附をすることが条件である。なお、当該物件に抵当権が設定されているときは、長崎県に事業申請する前に抵当権者の担保抹消の同意書または抵当権の抹消が必要となるが、急傾斜地崩壊対策事業を円滑に進めたいと考えていることから抵当権者と交渉を速やかに行い、その結果、十八銀行は平成 31 (2019) 年 1 月に、私立学校振興・共済事業団は同年 3 月に担保抹消を行うことができ、長崎県に要望書兼同意書を提出することができた。

以上のとおり、校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①安全性の確保を優先し計画的に整備を実施しているが、まだ未着手のものもあり今後さらな

る改善を推進していく。

2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

[自己評価]

図書館の蔵書数は、平成30(2018)年度現在で約11.5万冊、和書の他に洋書、中国書、韓国書、及び視聴覚資料、学術雑誌等の定期刊行物を所蔵しており、ライブラリー資料収集管理規程、マルチメディアライブラリー収書計画、及び毎年度全教員によって作成される、言語・分野毎の教育用推薦図書リスト等を基に本学の教育・研究に適した資料を受入れている。また、毎学期シラバスに掲載された参考文献等の受入れも行っているため、本学の学修に適した学術情報資料を確保していると言える。

開館時間は、学期中の平日は20時迄で土曜日開館も行っており、平成30(2018)年度の年間開館日数は275日あり、ライブラリーを十分に利用できる環境であると言える。

以上のとおり、実習施設、図書館等の有効活用は、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①収容可能数を超えつつある蔵書により書架の狭隘化が進んでいるため、既設のレールを活用した移動書架の増設を平成29(2017)年度より開始したが、平成30(2018)年度は実施できなかった。今後の移動書架増設の継続が課題であるため、取り組みを継続していくことが求められる。

2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

[自己評価]

バリアフリー対策の一環として平成30(2018)年度は、学生ラウンジ側1階出入口に3箇所ある扉の内、中央扉を自動ドア・北側扉を引戸式に改修工事を実施し、全館トイレにウォシュレット機能を付加した。

また、アンペロス寮において、水の安定供給と水質の向上を図ることを目的とし、水道水の水源を井戸水から上水道に切り替える工事を行った。

さらに、受動喫煙対策として本館内の喫煙室を撤去、屋外の喫煙所の移設を実施した。

以上のとおり、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性については前年度と同様、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①今後も、利用者による意見・要望を収集し、更なる施設改善の指針策定に役立てるように推進していく。

2-5-④授業を行う学生数の適切な管理

[自己評価]

大学設置基準第24条に定めるところにより、授業のクラスサイズについては、授業の内容、教室の状況、学生の履修状況などとの関連で適正化がはかれるように努めている。「日本語リテラシー」科目や各専修言語科目においては、その科目の性格により20人もしくは40人程度を上限とし、授業の運営に支障がないように(学期始め、1クラスサイズが多くなった場合などには分割)対応している。教養教育科目や一部の学科専門教育科目には、学部合同授業等の理由により、クラスの学生数が相対的に多くなっている科目もあるが、概ね適正なクラスサイズで授業が実践されているといえる。また、逆に、科目の性格や状況によるが、1クラスのサイズが概ね3人に達しない場合開講しないこともある。

以上のとおり、授業を行う学生数(クラスサイズ)は教育効果を十分に上げられるよう適

切に管理されているものと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①授業を行う学生数のさらなる適切な管理に資するため、(1) やや大人数の授業科目を単純にクラス分割するクラスサイズの少人数化、(2) 授業科目を同教室内で複数教員が担当、(3) 大教室でも可能なアクティブ・ラーニング手法の導入、といった側面から授業を適切に運営できる授業アプローチを引き続き検討する。

[エビデンス]

(1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート

①・・・2-11①、22 ライブラリー②

②・・・22 教育研究メディア

③・・・4-5③、22 ライブラリー②

④・・・なし

(2) その他

④・科目履修者人数調査表 (教育支援課)

・平成 30 (2018) 年度シラバス

[長崎外大ビジョン 21]

なし

2-6. 学生の意見・要望への対応

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	□学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映させているか。
2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	□学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。
2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	□施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

エビデンスの例示

- ・学生への学修支援についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料
- ・学生生活についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料
- ・施設・設備についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

[自己評価]

学期毎に行われる学生の「授業評価アンケート」調査によって学修状況を把握し、以降の授業設計、シラバスの改善、教員SD (FD) 研修などに活かしている。また、教員はシラバス上で授業評価に対する学生へのレスポンスを行うとともに、教育目標の達成状況の点検、評価、振り返りを行っている。毎年「学生意識調査アンケート」を行って、学生の生活面と学修面に関する調査を実施している。学修面においては、〈学修一般〉〈授業選択〉〈授業一般〉〈授業外学修時間〉についてアンケートが行われ、集計・分析している。こうした学生への調査などにより、さまざまな側面から学生の学修状況や要望などを把握し、学修支援の改善に取り組んでいる。

以上のとおり、学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①昨年度課題としてあげた、大学のユニバーサル化への学修支援の仕組み作り（例えば学修支援センターの設置など）は、平成 30 (2018) 年 10 月に学修支援センター設立によってハード面の整備が完了した。現在進行中のソフト面の運営と充実に向けた体制づくりが求められる。

2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

[自己評価]

学生の心身に関する問題は、これまでスクールカウンセラーと学生の家庭と連携して対応してきた。その問題への配慮は聞き取りが困難で、時に対応が不可能であった。来年度に向け、

合理的配慮提供マニュアルとその周辺の規程整備に取り組んでいる。入学手続き中にマニュアルに沿った指導や聞き取りが可能となり、学生と家庭への配慮の向上に資すると期待している。

以上のとおり、学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用は総じて適切に行われ、前年度までの問題は解決されつつあると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①マニュアルに記載されている合理的配慮は本学の能力により限定されるため、今後はその拡充に向けた研修等が必要となる。

2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

[自己評価]

学修環境に対する学生の意見の聴取は学生意識調査によって行っているが、聞き取る内容が学内外の多岐にわたる内容なので担当部署が明確化せず、今年度行った調査は結果として母集団が大変少ないものとなった。この課題については今後も取り組みと改善が必要である。しかしながら、収集したデータは、関係各所に配布し、諸問題の解決に利用している。

以上のとおり、学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、一定の課題を残しつつも、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①学生の学修環境に対する不満は、学生食堂、トイレ、売店、教室の椅子と机、スクールバスに集中することが経年的に把握できている。そのうちトイレと学生食堂については来年度に向けて改善が図られる見通しとなっている。次の大きな課題は、学生意識調査の実施体制と活用方針の更なる明確化に向けた検討である。

[エビデンス]

(1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート

- ①・・・3-4FD 推進、4-4IR、4-5 学生代表との連携、7-1 学生支援
- ②・・・4-4IR、4-5 学生代表との連携、7-1 学生支援、7-3 退学者低減
- ③・・・2-17 (7-2) 奨学金、4-4IR、7-3 退学者低減

(2) その他

・授業評価アンケート結果について (2018 年度春・秋)

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1/4. 教員主体から学生主体への教育の転換

3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知	<input type="checkbox"/> 教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知	<input type="checkbox"/> ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。
3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用	

エビデンスの例示

- ・ディプロマ・ポリシーを示す資料
- ・単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などを示す資料
- ・単位認定など成績評価の公平性のための工夫、GPA (Grade Point Average) などの活用状況を示す資料
- ・学位審査基準及び学位審査手続きの実際を示す資料

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

[自己評価]

本学の建学の精神と教育目的に基づくディプロマ・ポリシーはすでに公開されているが、平成 29 (2017) 年 4 月に、教育課程編成 (学科) ごとの新たなディプロマ・ポリシーを作成、公開 (HP 上など) し周知をはかっている。また 2019 年度からのカリキュラム改正にあわせてディプロマ・ポリシーの見直しを行った。なお、ディプロマ・ポリシーについて、地域自治体からの意見を聴取する機会を設けている。

以上のとおり、ディプロマ・ポリシーの策定と周知は適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①新カリキュラムにあわせて見直しを行ったところであるが、時宜を得て不断に見直しを行う。

3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

[自己評価]

単位の計算方法については大学設置基準第 21 条に基づき本学学則第 27 条によって、また、単位の認定については大学設置基準第 21 条に基づき学則第 28 条と「試験規程」第 4 条により定め、これを公開 (学生要覧、HP 上など) し周知をはかっている。成績評価は「試験規程」により「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」などによって規定され、その基準は「成績評価ガイドライン」によって申し合わせている。成績評価方法はシラバスで予め明示して、これを公開 (HP 上) し周知をはかっている。成績結果については、学期毎 (9 月と 3 月) に保護者と学生に通知している。本学では進級基準に関する要件はないが、GPA による段階的な履修指導や学生指導を、学生との直接面談などによって行っている。

卒業認定については、学校教育法第 87 条及び大学設置基準第 32 条に基づき、学則第 34 条によって卒業要件が明確に定められたうえで、これを公開 (学生要覧、HP 上など) して周

知をはかっている。また、学校教育法第 104 条、大学設置基準第 32 条及び学位授与規程第 2 条に則り、学則第 36 条において学位授与要件を定めており、これも公開（学生要覧、HP 上など）し周知をはかっている。

以上のとおり、ディプロマ・ポリシーを踏まえた本学学則によって、単位認定基準、卒業認定基準、学位授与基準等の策定と周知については、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①成績結果は、平成 29 (2017) 年度に各自「ポートフォリオ」上で確認できるようにし、単位認定、成績結果などへのアクセスを低くしているが、さらなる学修成果の可視化に取り組む。

3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

[自己評価]

単位の計算方法については大学設置基準第 21 条に基づき本学学則第 27 条によって、また、単位の認定については大学設置基準第 21 条に基づき学則第 28 条と「試験規程」第 4 条により定められている。

成績評価は「試験規程」により「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」などによって規定され、その基準は「成績評価ガイドライン」によって申し合わせている。成績評価方法はシラバスで予め明示して、これを公開（HP 上）し周知をはかっており、その評価は多角的評価方法に則って行い、ルーブリックを活用した成績評価も推進している。

成績結果については、学期毎（9 月と 3 月）に保護者と学生に通知しており、平成 28 (2016) 年度から成績について「異議申し立て」を制度化し、より厳密な成績評価体制をとった。

平成 26 (2014) 年度から GPA (Grade Point Average) 制度を導入し、さらに厳格な成績評価の運用をはじめた。本学では進級基準に関する要件はないが、GPA による段階的な履修指導や学生指導を、学生との直接面談などによって行っている。また、4 年間の累積 GPA 優秀学生は規程（3.5 以上）により表彰を行う。平成 30 (2018) 年度はこれがはじめて適用され、3 名の学生がこれにより表彰された。

卒業認定については、学校教育法第 87 条及び大学設置基準第 32 条に基づき、学則第 34 条によって卒業要件が明確に定められたうえで、その認定は教育支援委員会、教授会の判定をへて学長により適切に行われている。また、学校教育法第 104 条、大学設置基準第 32 条及び学位規程第 2 条に則り、学則第 36 条において学位授与要件を定めている。

以上のとおり、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な運用については、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①各授業科目の単位数の計算方法については、教室内での授業形態や授業方法の多様化、また教室外での学修時間確保や授業外学修形態の進展、授業回数の変則化などにあわせ、柔軟な対応があつて然るべきと考えている。
- ②卒業認定における GPA 要件の設定や GPA による学修指導体制を規程化しているが、平成 30 (2018) 年度 3 月末に GPA が適用された最初の学生が卒業するので、現行制度が適当か否かを含め見直しなど行う必要がある。
- ③ディプロマ・サプリメントの策定の検討。

[エビデンス]

(1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート

2-5 オナーズプログラム、2-6 ボランティア単位化、2-7 留学生共修、2-10①、2-15 副学位、2-16 ダブルディグリー、2-17GPA の活用、8-1 キャリア教育、8-2 職業教育、13-2 単位互換

(2) その他

- ・ディプロマ・ポリシー
- ・学則 (第 27 条) (第 28 条) (第 34 条) (第 35 条) (第 36 条)
- ・カリキュラム・マップ
- ・試験規程及び履修規程
- ・成績評価ガイドライン
- ・GPA に関する規程
- ・学位授与規程・卒業判定教育支援委員会・教授会資料及び議事録
- ・卒業研究報告会チラシ
- ・プロジェクト科目報告

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1/2. グローバル人材育成のための教育体系の再構築と教育プログラムの開発

3-2. 教育課程及び教授方法

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知	<input type="checkbox"/> 教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	<input type="checkbox"/> カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されているか。
3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	<input type="checkbox"/> カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施しているか。 <input type="checkbox"/> シラバスを適切に整備しているか。 <input type="checkbox"/> 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。
3-2-④教養教育の実施	<input type="checkbox"/> 教養教育を適切に実施しているか。
3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施	<input type="checkbox"/> アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。 <input type="checkbox"/> 教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

エビデンスの例示

- ・カリキュラム・ポリシーを示す資料
- ・教授方法の工夫・開発の具体例を示す資料
- ・教養教育担当組織の現況と活動状況を示す資料
- ・単位制の趣旨を保つための工夫（教室外学修の指示など）を示す資料
- ・履修登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限などを示す資料

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

[自己評価]

ディプロマ・ポリシーにもとづくカリキュラム・ポリシーはすでに公開されているが、平成 29 (2017) 年 4 月に、教育課程編成 (学科) ごとの新たなカリキュラム・ポリシーを作成、公開 (HP 上など) し周知をはかっている。また 2019 年度からのカリキュラム改正にあわせてカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。なお、カリキュラム・ポリシーについて、地域自治体からの意見を聴取する機会を設けている。

以上のとおり、カリキュラム・ポリシーの策定と周知は適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①新カリキュラムにあわせて見直しを行ったところであるが、時宜を得て不断に見直しを行う。

3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

[自己評価]

カリキュラム・ポリシーは、学科ごとに、その学位授与方針であるディプロマ・ポリシーに基づく教育目標とともに設計され策定されており (教養教育、専門教育、言語教育など適切な課程編成による科目配置と単位設計)、一貫性は担保されている。カリキュラム・ポリシーを実質化するためにディプロマ・ポリシーで育成する能力について各観点別に評

価するためのカリキュラム・マップを作成し、また教育課程編成上の科目規定を行っている。これらを、入学時のオリエンテーションや「学生要覧」、シラバス、HP等を通して周知している。

以上のとおり、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに基づき適切に策定されていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①新カリキュラムにあわせて見直しを行ったところであるが、時宜を得て不断に見直しを行う。

3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

[自己評価]

「語学力を磨き」、「コミュニケーション能力」を身につけ、「人間力」を鍛えることによって、真の対話と相互理解によって共通の目標を一致協力して実現する力を備えた人材を養成するとして教育目標に基づき、教育課程の基本編成方針であるカリキュラム・ポリシーを設定し、各授業科目をこの教育課程上に位置づけるカリキュラム・マップを作成、各科目の規定を行っている。これに連動した科目内容と計画にそった各授業による教育課程の体系化に取り組んでいる。

大学設置基準第19条、第19条2及び第20条に基づき、本学の教育課程は大きく〈教養教育科目〉〈言語教育科目〉〈専門教育科目〉〈自由選択科目〉の科目群から編成されており、各授業科目は必修科目と選択科目に分けられ、順次制(ナンバリング)により適切に配当されている。こうしたカリキュラム・マップによって配置された各科目は、大学設置基準第25条の2に則り、本学学則第25条の3によりシラバスを作成し、科目の目標や授業計画や成績評価などについて明示している。

また、体系的な教育課程編成を維持するため、大学設置基準第27条の2に則り、単位の過剰登録を防ぐための取り組みを本学「履修規程」第5条において、 Semester毎の履修単位数の上限設定(キャップ制)によって行っている。(原則20単位)

以上のとおり、教育課程編成方針に沿った体系的なカリキュラムを編成しており、また履修登録単位の上限設定をするなど、それぞれについて適切に行っていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①教育目標及びカリキュラム・ポリシー(カリキュラム・マップ及び科目規定)及び科目設計は、ディプロマ・ポリシーに照らし、社会的必要性に適合しているか不断に点検・評価していく。

3-2-④教養教育の実施

[自己評価]

本学の教養教育については、教育支援委員会が運営上の責任を担い、学部や学科の意見や要望を反映させつつ、本学の体系的な教育課程編成において、教養教育の各科目がその目的に沿って適切に配置されるよう必要な検討、調整が行われており、カリキュラム・マップによる大区分、中区分の教育目標に適合するよう各授業科目を配置し教養教育を体系的に編成している。

以上のとおり、教養教育の実施については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①単なる一般教育でも専門教育の下請けでもない、真の教養教育の重要性が高まっているとの認識から、建学の精神及び教育理念に鑑み、21世紀を生きていく教養人・世界人として学生たちが必要とされる本質的な教養教育とは何かを教育課程全体のフレームの中

で具現化すべくこれに取り組む。

3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

[自己評価]

本学教養教育科目の特徴といえる初年次教育(導入)科目としての「日本語リテラシー」(2019年度からは「基礎演習」に名称変更)は、各学年の担当者間で統一シラバスとして明示し、テキスト、教育目標、授業計画、評価基準・方法のみならず、授業外学修の指示、期末レポートのテーマなども担当者間で協議・連携しながら進めている。

教養教育科目の「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ」は1年生から3年生までの学年ごとの系統的な発展的科目であり、1年次からの年次進行としている。

語学科目では、英語ではプレイスメントテスト等による習熟度別クラス編成を行っており、基礎的な科目群《CORE科目》と、高度なスキルの学習を狙った科目群《ACE科目》(Advanced Communicative English) からなる一貫した教育課程システムを行っている。

初修外国語では、初歩から学ぶことを前提としたカリキュラムであるが、既修学生が一定数いる場合には、初修学生クラスと分けるなど、学生個々の学修に配慮した体制もとっている。

「専門教育プログラム」は、学生が自らの関心や将来の進路志望に従って習得すべき履修モデル(授業科目群)となっている。授業科目によっては複数教員によって運営される科目を設定するなど、学修環境の多様化を図っている。

「プロジェクト」科目は通常の教室での授業とは異なり、学生のグループ活動やフィールド調査などの実践を重視する課題解決型授業であり、実社会が求める実践力・問題解決能力=人間力の養成を目的としているといえる。

こうした上記科目は、教育課程編成方針に沿った体系的なカリキュラムに位置づけられており、いずれの授業もそのための授業内容・方法等に工夫を行い、教員SD(FD)研修を通して様々なアクティブ・ラーニング手法を効果的に実践している。

以上のとおり、教授方法の工夫・開発と効果的な実施については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①教授方法の工夫・実践にかかわるシラバスは毎年改訂され充実してきているが、履修者による授業評価や教員のSD(FD)研修などにより、更にPDCAを実行し充実したものにする。
- ②教育課程の「見える化」を促進し、より実効的なものとする。
- ③授業内で学生が主体的に学ぶための方策を検討し、課題発見力、問題解決力、コミュニケーション力の育成につなげるための研究を行う。

[エビデンス]

(1) 平成30(2018)年度自己点検シート

2-1DP再構築、2-2CP再構築、2-3教育の充実、2-6地域社会との連携、2-7留学生共修、2-20国内協定大学、3-1DP・CPに基づくプログラム、3-2教育組織整備、3-3教育企画、8-1キャリア教育、8-2職業教育、13-1留学推進

(2) その他

- ・学則(第1条)(第2条)(第4条)(第25条)
- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、アセスメント・ポリシーのHP掲載資料
- ・科目規定
- ・カリキュラム・マップのHP資料

- ・カリキュラム順次性チャートのHP資料
- ・「日本語リテラシー」シラバス
- ・プレイスメントテスト（英語）資料
- ・外国語科目（英語）の履修について（『学生要覧』）
- ・専門科目プログラム一覧（『学校案内』）
- ・卒業研究報告会チラシ
- ・プロジェクト科目資料（募集・報告会資料）
- ・履修規程
- ・履修上限について（『学生要覧』）

[長崎外大ビジョン21]

基軸1/2. グローバル人材育成のための教育体系の再構築と教育プログラムの開発

基軸1/3. 学士課程教育の質保証への取組み強化

3-3. 学修成果の点検・評価

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用	□学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、学修成果を点検・評価しているか。
3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック	□学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

エビデンスの例示

- ・学修成果の点検・評価の方法を示す資料
- ・学修成果の点検・評価の結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

[自己評価]

「シラバス」において、ディプロマ・ポリシーによる観点別評価を明示し、各授業科目の到達目標を明らかにしているが、これを学期毎に行われる学生による「授業評価アンケート」調査、教員による「振り返り」記入、学生による授業評価に対する「授業評価へのレスポンス」を教員が回答することによって、教育目標の達成状況の点検、評価、振り返りを行っている。

また、こうした本学のディプロマ・ポリシーの各項目に関する学修成果の到達度を自己評価させる「自己点検アンケート」を半期に一度全学年を対象に実施しており、卒業時にも4年間の学修成果をはかる上でアンケート（卒業アンケートと併せて）を実施し点検・評価を行っている。こうした学生への状況調査などにより、さまざまな側面からの学修成果の点検・評価に取り組んでいる。

以上のとおり、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①成績評価と学生による自己評価を中心に評価一般について研究し、学修成果の可視化を促進するための研究を行い、研究成果を大学全体で共有することで学生が自身の学修成果を学期途中で把握できるようにし、学生が学修到達目標を達成するためのサポートを行う。
- ②「授業評価アンケート」、「学生意識調査アンケート」、「卒業アンケート」は各委員会にまたがり、また類似のアンケート項目も見受けられることから、委員会横断で連携し、教員・学生双方にとってより効果的・効率的な状況把握点検・評価方法の開発を各委員会連携して行う。ただ、集積された各調査データが必ずしも精緻な分析には至っておらず、今以上の適切な学修成果の点検・評価に基づいた体制づくりができるような分析組織が必要である。

3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

[自己評価]

「授業評価アンケート」の結果については、授業改善に生かすため各教員に担当授業の評価結果を配布し、すべてのデータと自由記述コメント、学部教育課程については学部長、教

養教育課程については教育支援部長のコメントをつけた上で、学生や教職員がライブラリーで自由に閲覧できるようにしている。

「シラバス」において、教員による授業の振り返り、授業評価へのレスポンスなどを記載できるようにし、学生へのフィードバックとしている。シラバス作成について「マニュアル」を作成し、毎年改訂を行い、授業科目の履修に関する学生への教育内容・方法の周知に過不足がないようにしている。記載に不備がある場合には、専任・非常勤問わず修正、追加記載などをシラバス改善委員会から求めることにしている。

以上のとおり、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①さまざまな取り組みを行っているが、それ故に建て付け的に行われてきたので、制度的に系統だった学修成果の点検・評価方法の確立が引き続き課題である。

[エビデンス]

(1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート

3-4 FD 推進、4-4 IR、7-1 学生支援、8-4 地域社会ニーズ、20-2 外部評価

(2) その他

・学則、教員 SD (FD) 委員会規程

・シラバス改善委員会規程

・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、アセスメント・ポリシー (HP)

・平成 30 (2018) 年度教員 SD (FD) 研修会プログラム

・平成 30 (2018) 年度「授業評価アンケート」(春・秋：未分析)

・平成 30 (2018) 年度授業科目「シラバス (振り返り)」 「シラバス作成マニュアル」

・平成 30 (2018) 年度「学生意識調査」

・平成 30 (2018) 年度「卒業アンケート」

・平成 30 (2018) 年度「観点別評価 (就業力) アンケート」

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1/4. 教員主体から学生主体への教育の転換

4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性	
評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮	<input type="checkbox"/> 学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。
4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築	<input type="checkbox"/> 副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。 <input type="checkbox"/> 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。 <input type="checkbox"/> 教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。 <input type="checkbox"/> 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。 <input type="checkbox"/> 使命・目的の達成のため、教学マネジメントを構築しているか。 <input type="checkbox"/> 大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか。
4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性	<input type="checkbox"/> 教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化にしているか。

エビデンスの例示

- ・大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則
- ・学長のリーダーシップを支える仕組み（権限の明確化、学長補佐体制、調査・企画部門の整備など）を示す資料
- ・教学マネジメントの編制方針と組織の現状を示す組織図・資料
- ・職員の経営・教学組織への参画の状況、教職協働の実施状況を示す資料

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮 [自己評価]

学校教育法（第92条第3項）に基づき、本学学則は、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定している（第6条第1項）。この規定に則り、平成26（2014）年度に、以下のとおり、学長が戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の再構築と学内規程の整備を行い、大学の意思決定の権限と責任を明確にした。

(1) 学長のリーダーシップの確立

- ①「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」副学長を置き、学則に規定した（第6条第2項）。また、副学長を「総括副学長」とし、「総括副学長の校務分掌に関する規程」（平成27

(2015)年7月1日制定)を学長裁定として定め、教育・学生支援・研究と国際連携・社会連携・広報の公務をそれぞれ2名の総括副学長に権限を委譲している。

- ②大学協議会の設置：学長が議長を務める「大学協議会」が置かれ、教育研究に関する重要事項を審議し、また教学方針の企画立案を行っている。
- ③学長裁量経費の確保：外大ビジョン21に基づく全学的な研究（①教育改革②地域課題解決のための研究）推進を推進するために学長裁量経費を確保し、審査を経て支出している。
- ④組織再編：平成30（2018）年度、学長のリーダーシップの下、学修支援センターを設置した。

(2) 学長の選考・業績評価

平成27（2015）年12月1日改正学長選考規程及び学長選考委員会規程が整備された。この規程に則り、以降、学長選考委員会が定期的開催され、学長候補者の選定及び学長の職務状況の評価が実施されている。

(3) 教授会の役割の明確化

学校教育法（第92条第2項・第3項）に基づき、平成27（2015）年4月1日、学則及び教授会規程を整備し、「学則第11条第2項第3号「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」を別に学長裁定として定めた。

(4) 役職者の役割の明確化

部長、センター長、委員長等、役職者の役割を明確化するために、平成27（2015）年度に関係規程の整備を行った。

以上のとおり、外大ビジョン21に基づくガバナンス改革プロジェクトにより、教学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップは確立され、適切に発揮されていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①「総括副学長」の設置は、本学が小規模大学であるゆえ、学長ガバナンスが必要以上に複雑になり、学長権限の委譲がかえってガバナンスの妨げになる弊害が懸念されることから、次年度の廃止を検討する。

4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

[自己評価]

教学マネジメントとは、大学が自らの使命や教育理念を踏まえて策定した三つのポリシーに基づく体系的で組織的な教育活動の展開、学生の能動的・主体的な学修を促す取組等の充実、学修成果の可視化やPDCAサイクルによるカリキュラム・マネジメントの確立が可能となるような内部質保証の“仕組み”をいう。

このような“仕組み”として、学長のリーダーシップの下、以下の組織が規程に定められたそれぞれの権限と責任に応じて、三つのポリシーに基づく教学マネジメントを行っている。

(1)【大学協議会】学長が議長となり、①本学の教育研究の基本方針に関する事項、②教育課程の編成に関する方針に係る事項、③学生の入学、卒業または課程の終了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項などの教育研究に関する重要事項を審議する最高意思決定機関である。

(2)【教授会】教授会規程第3条第2項に定める「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」として「教育課程の編成」を定めている（教授会の審議事項に関する学

長裁定)。学長が議長となる。

(3)【学部運営会議】学部長が議長となり、学部教育について①教育研究計画の立案に関する事項、②教育研究計画の実施に関する事項を審議し、またその実施に責任を持つ。

(4)【教育支援委員会】教育支援部長のリーダーシップの下、大学協議会の基本方針の下、学部運営会議と連携しながら、学士教育課程及び授業について審議し、その実施に責任を持つ。

(5)【国際交流委員会】本学の重要施策である大学教育のグローバル化の推進を全学的に加速するために、国際交流委員会に、総括副学長 2 名を配置し、学長の適切なリーダーシップが機能するように工夫している。

PDCA に基づく質保証のための自己点検評価は、大学協議会、自己点検評価運営会議、各自自己点検評価委員会からなる組織体制によって実施されている。また、FD・SD 等の「教員及び学部全体の教育の資質・能力の向上と開発」のために、教員 SD (FD) 委員会 (旧教育研究推進委員会) が設置されている。

以上のとおり、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①平成 30 (2018) 年度に設置された学長室 IR 課及び従来からの教学 IR の教学マネジメント上の位置づけが課題である。

4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

[自己評価]

事務職員の採用・配置は、文部科学省に提出した「学校法人長崎学院 経営改善 5 ヶ年計画」に基づき、総職員数を抑制しつつ計画的に取り組むことができしており、教職協働についても、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日施行の改正「大学設置基準」第 2 条第 3 項の規定に沿った人員の配置 (教学の最高意思決定機関である大学協議会に法人事務局長及び法人事務局次長を構成員として配置する等) は完了済である。また、事務職員個々人の職能開発と組織の活性化を目的とした人事異動も定期的に行われており、平成 30 (2018) 年度は課室長 4 名、監督職 2 名 (兼務含む) の人事異動に着手している。

一方、平成 29 (2017) 年度までに未整備であった「学長のリーダーシップを支える仕組みの構築」、即ち調査・企画部門の整備については、平成 30 (2018) 年 9 月に、組織規程及び事務分掌規程を改定し、大学学長室の下に IR 課を設置し、専任事務職員 (課長) 1 名の配置を実現した。各種のデータ収集・整備・発信を専任する人員を配することで、今後の教学 (学長) の意思決定をサポートできる体制が整ったものとする。

以上のとおり、本学では教学マネジメントの機能性を担保する職員配置と役割の明確化は適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①新設の IR 課の業務を本格的に軌道に乗せるべく、2019 年度は、同課の各種業務進捗状況に対する学長によるチェック管理体制の構築完了を目指す。

[エビデンス]

(1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート

①・・・19-1 ガバナンス改革

②・・・19-1 ガバナンス改革、21-1 教員階層別

③・・・4-4 IR、19-2 SD、21-4 職員階層別

(2) その他

- ③・学校法人長崎学院組織規程（2018（平成30）年9月1日改訂施行）
- ・学校法人長崎学院事務分掌規程（2018（平成30）年9月1日改訂施行）
- ・IR 課長への発令文書（2018（平成30）年9月1日付）

[長崎外大ビジョン21]

基軸5/19. ガバナンスの強化

4-2. 教員の配置・職能開発等

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置	<input type="checkbox"/> 大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。 <input type="checkbox"/> 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。
4-2-②FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施	<input type="checkbox"/> FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。

エビデンスの例示

- ・ 設置基準及び職業資格関連の指定基準と現状との対比を示す資料
- ・ 教員組織編制方針、教員の採用、昇任、異動の方針などに関する資料
- ・ FD (Faculty Development) 実施計画及びその実施体制・実施状況を示す資料、その他教員研修計画及びその実施状況を示す資料
- ・ 教員評価などの実施状況及び結果の活用状況を示す資料

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

[自己評価]

教員の採用及び昇任は、「教員任用規程」「教員資格審査基準」「教員の昇任申請手続きに関する内規」に依拠して適切に実施されており、「人事委員会規程」に基づき、人事委員会が主管している。また学院の経営状況に即して、教育目的を十分に達成できる範囲内で人員の抑制を図っている。平成 30 (2018) 年 5 月 1 日現在の本務教員の年齢構成は、20 代 2 名、30 代 12 名、40 代 14 名、50 代 11 名、60 代以上 5 名と、概ねバランスの取れたものとなっている。

以上のとおり、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①平成 31 (2019) 年度からの新カリキュラムの施行及び外大ビジョンの目標の実現を念頭に置きつつ、定年退職が近づいている専任教員や契約終了の時期を迎える特任教員の後任人事を計画的に実施する。
- ②年齢、階層別のバランスの取れた教員配置を維持するべく、人事委員会で計画を策定し適切に実施する。
- ③人事委員会の規程を改訂し、学長が委員長となって教員人事を主管する体制に移行することを検討する。
- ④教員人事に財務の観点を取り入れるため、法人から常務理事を人事委員に加えることを検討する。

4-2-②FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

[自己評価]

教育内容・方法の改善や向上をはかるため、学生による授業評価、学部全体の FD 講演会や FD 研修会、教員相互による授業参観、ワークショップの実施などを行っている。教員各自の教授法の改善あるいはチームティーチングによる授業改革の推進など、広く教育支援、

学修支援に関わる取り組みを行っており、FD 研修のテーマについては HP 上で公開している。平成 28 (2016) 年度からは、「外国語教育」をテーマとした FD 研修を継続で行っている。こうした教育内容・方法等の改善の工夫・開発に貢献した教員を表彰する制度が平成 28 年度から行われるようになった。

なお、平成 30 (2018) 年度からは、FD を教員 SD (FD) とし、全学 SD・教員 SD (FD)・職員 SD を包括して SD 実施計画を策定することとなり、総務課と教員 SD (FD) 委員会が相互に連携しつつ、全学 SD・教員 SD (FD)・職員 SD を開催している。

教員 SD (FD) は必ずしも当初の計画どおり実施されたとは言いがたいが、教員 SD (FD) 研修をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組みについては、教員 SD (FD) 委員会を中心に、全学的体制 (全学 SD との連携) のもと適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①引き続き「外国語教育」をテーマとした FD 研修に取り組む。

②新カリキュラムに対応するアセスメント・ポリシーは設定しているが、より具体的な学修成果の測定評価方法の研究開発 (DP による観点別評価の見直し等) 及び学生の教室内外における十分な学修時間の確保、協同学修を可能にするラーニングコモンズを始めとする学修環境の整備・拡充など課題は山積みであるので、焦らず一つ一つ取組んでいく。

[エビデンス]

(1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート

①・・・21-1 教員階層別、21-3 アカデミック P

②・・・3-2①、3-4FD 推進、6-1①、7-3①、13-3 外国語 FD、19-2③、21-2FD

(2) その他

②・「長崎外国語大学 SD の実施方針・計画 (要項)」(2017 年 4 月 1 日学長裁定)

・「長崎外国語大学 グローバル化対応のための SD 実施方針・計画 (要項)」(2017 年 4 月 1 日学長裁定)

・「長崎外国語大学 平成 30 (2018) 年度 SD 実施計画」(2018 年 2 月 26 日第 25 回大学協議会承認)

・教員 SD (FD) 委員会規程

・平成 30 (2018) 年度 FD 研修プログラム案内 HP 資料

・長崎外国語大学教員表彰規程

・長崎外国語大学ベストティーチャー賞実施要項

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 5/21. 教員・職員の職務遂行能力の開発と評価

4-3. 職員の研修

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
4-3-①SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み	□職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。

エビデンスの例示

- ・ 職員の資質・能力向上のための研修の計画、実施状況、人事評価・育成制度などを示す資料

4-3. 職員の研修

4-3-①SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

[自己評価]

大学設置基準第 42 条第 3 項 (SD 義務化) に基づき、平成 29 (2017) 年度までに、SD の実施目的・求める教職員像・研修内容の範囲等 (全学 SD、教員 SD (FD)、職員 SD の別) を規定した「SD の実施方針・計画 (要項)」及び「グローバル化対応のための SD 実施方針・計画 (要項)」を策定済のほか、年度ごとに「SD 実施年間計画」を大学協議会において協議・策定するルーティンを既に確立できている。

平成 30 (2018) 年度については平成 29 (2017) 年度第 25 回大学協議会にて承認された SD 実施年間計画に概ね基づきつつ、以下の SD を実施した。

実施日	区分	タイトル	講師	参加者
9月4日	教員 SD	1) 平成 29 (2017) 年度授業評価の結果報告と改善に向けて 2) シラバス作成について 3) 学修成果評価に関わる成績評価基準 (成績評価ガイドライン) について	山川欣也教授	—
9月20日	全学 SD	プラットフォームの計画の実行状況について (日本語版・英語版)	石川昭仁学長 (日) 藤内則光教授 (英)	54 名
11月1日	全学 SD	大学入試制度改革について	(株) リクルートマーケティングパートナーズ 遠藤紀彦氏	65 名
11月26日	教員 SD	フランス文化講演会～レイラ・スリマニを迎えて～	レイラ・スリマニ氏 (作家)	21 名 (事務職員含む)
3月1日	全学 SD	PROG テスト実施報告会	(株) リアセック 石川純一氏	47 名
3月1日	教員 SD	剽窃を防ぐためのレポート論題の工夫	長崎大学 成瀬尚志准教授	—
3月29日	教員 SD	1) 本学新カリキュラムについて 2) シラバスの作成に係る留意事項について 3) 教務に係る基礎的情報について	山川教員 SD 委員長、 佐々木委員	—

このほか、本学が参画する九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームによる共同SDの主催（共催）、もしくは教職員の派遣を併せて行っており、これについての平成30（2018）年度実績は以下のとおりである。

実施日	区分	タイトル	場所	派遣者
5月29日	派遣	長崎県立大学第1回全学FD研修会	長崎県立大学 シーボルト校	2名
7月26日	派遣	「見えないものを見る—学修成果について改めて考える」	西九州大学 (神埼キャンパス)	2名
8月28日	主催 (共催)	「合同SD研修会」	活水女子大学 (南山手キャンパス)	4名

以上のとおり、本学では職員研修の組織的实施と不断の見直しが行なわれているものと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①平成29（2017）年度の報告書においても課題として挙げていた事務職員の人事考課試行については、本年度中も結局制度の導入までには至らなかった。2019年度に向けて最優先で取り組むべき課題としたい。
- ②「SD実施年間計画」は、その後の状況の変化による実施取消、及び突発的な必要性の発生に伴う追加実施等があり、必ずしも計画どおりに実施できていない。今後は単年度で策定するのみならず、ある程度の長期的スパンに基づき実施必要性を吟味検討したうえで計画を策定し、これを確実に履行することが求められる。

[エビデンス]

(1) 平成30（2018）年度自己点検評価シート
8-3③、19-2SD、21-2②、21-4 職員階層別

(2) その他

- ・「長崎外国語大学 SDの実施方針・計画（要項）」（2017（平成29）年4月1日学長裁定）
- ・「長崎外国語大学 グローバル化対応のためのSD実施方針・計画（要項）」（2017（平成29）年4月1日学長裁定）
- ・「長崎外国語大学 2018年度SD実施計画」（2018（平成29）年2月26日第25回大学協議会）
- ・各回SD実施報告書

[長崎外大ビジョン21]

基軸5/21. 教員・職員の職務遂行能力の開発と評価

4-4. 研究支援

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理	<input type="checkbox"/> 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。
4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用	<input type="checkbox"/> 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。
4-4-③研究活動への資源の配分	<input type="checkbox"/> 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	
<input type="checkbox"/> 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。	

エビデンスの例示

- ・研究環境に関する教員及び学生満足度調査の結果を示す資料
- ・研究倫理の確立を示す資料
- ・研究活動への資源の配分状況を示す資料

4-4. 研究支援

4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

[自己評価]

- ・研究を支援する全学的な体制整備に向けて研究推進委員会及び研究支援課を設置した。
- ・研究を支える教員の研究業績のデータベース作成に取り組むために、IR 課を設置した。
- ・私立大学研究ブランディング事業に申請（平成 29（2017）年 6 月 6 日申請）した。[結果：不採択]

- ・共同研究集会を年 3 回開催した。

第 1 回テーマ:『「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録の意義を考える』
(平成 30 (2018) 年 6 月 27 日)

第 2 回テーマ:「長崎居留地の外国語とメディア」(平成 30 (2018) 年 11 月 30 日)

第 3 回テーマ:「外国語教育の地域展開」(平成 31 (2019) 年 3 月 20 日)

- ・コンプライアンス研修会、平成 31 (2019) 年度科研費学内説明会、研究倫理教育研修（「研究倫理 e ラーニングコース eL CoRE」(日本学術振興会提供) を実施した。

- ・建学の精神に関わるフルベッキと本間郡兵衛の資料調査を実施した。(平成 30 (2018) 年 9 月 27 日～29 日山形県酒田市)

- ・研究向上を目的に科研費の応募し不採択となった研究者に「研究活動支援費」を支給する規程整備を行った。

- ・新長崎学の研究に必要な貴重コレクションを購入した。

以上のとおり、研究環境の整備と適切な運営・管理が行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①個人研究費の見直しを提案する。
- ②貴重コレクションの保存・管理について検討する。
- ③新長崎学研究センターの広報誌を出版する。
- ④研究支援について組織の役割と責任を明確にする。
- ⑤教員の研究業績の過去データを整備し、研究推進委員会及び研究支援課と研究支援で連携する。

- ⑥教員の研究発表を支援する。
- ⑦IR課と協力して科研費採択のデータを整備するとともに科研応募の促進をはかる。

4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

[自己評価]

- ・対象教職員全員の参加によるコンプライアンス研修会を実施した。(平成 30 (2018) 年 10 月 4 日、10 日、12 日の 3 回)
- ・研究者を対象とした平成 31 (2019) 年度科研費公募説明会を実施した。(平成 30 (2018) 年 10 月 4 日、12 日の 2 回)
- ・対象教職員全員が「研究倫理 e ラーニングコース eL CoRE」(日本学術振興会提供)を受講した。

以上のとおり、研究倫理の確立と厳正な運用が行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①研究推進委員会及び研究支援課と連携して研究費及び科研費の厳正な運用を図るために研修を強化する。

4-4-③研究活動への資源の配分

[自己評価]

- ・研究者の研究マインド向上を目的に「研究活動支援費」を新長崎学研究に関わる寄付金から支給した(該当研究者 10 名)。

以上のとおり、研究活動への資源の配分が行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①引き続き寄付金の獲得に努め運用の規約を整備する。
- ②研究の質を高める配分ルールを改善する。

[エビデンス]

- (1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート
1-2③、5-4③、10 大学院設置、12 地域課題解決、16-1④、18-2 補助金獲得、19-3①、20-2②、21-1 教員階層別

(2) その他

- ・第 10 回新長崎学研究センター運営委員会議事録(報告事項-4)
- ・平成 30 (2018) 年度共同研究集会プログラム(全 3 回)
- ・コンプライアンス研修会、H31 科研費学内説明会、研究倫理教育研修の案内
- ・研究調査の委員会報告
- ・新長崎学研究センター規程の一部改正稟議書
- ・貴重コレクション全 14 点
- ・平成 31 (2019) 年度科研費公募説明会の案内
- ・研究倫理 e ラーニングコース eL CoRE の案内
- ・研究活動支援費受給者リスト

[長崎外大ビジョン 21]

- 基軸 2/11. グローバル人材育成のための基盤となる研究の強化
- 基軸 2/12. 地域社会の課題解決に向けた研究活動の推進

5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
5-1-①経営の規律と誠実性の維持	<input type="checkbox"/> 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。
5-1-②使命・目的の実現への継続的努力	<input type="checkbox"/> 使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。
5-1-③環境保全、人権、安全への配慮	<input type="checkbox"/> 環境や人権について配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

エビデンスの例示

- ・ 経営の基本方針として経営の規律と誠実性の維持を表明した資料、組織の倫理・規律に関する綱領・規則など
- ・ 環境保全、人権、安全に関する方針、計画、具体的措置を示す資料

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-①経営の規律と誠実性の維持

[自己評価]

寄附行為第3条において「教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づく学校教育を行い、もって有為な人材を育成すること」と規定した法人の目的に基づき、教育基本法及び学校教育法を遵守し、その趣旨に従い運営されている。また、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条に規定する監事監査を毎会計年度終了後2月以内に実施しており、平成30(2018)年度理事会においても、平成29(2017)年度決算に際し、学院の業務状況及び財産状況は適法であり、計算書類等の記載においても適法かつ正確に学院の収支状況を示している旨の所見が得られた。

更に、関連法令の改正等に対しては、その改正の趣旨を十分に踏まえた上で学内規程の速やかな改正に取り組んでおり、組織倫理の整備向上に着手できている。平成30(2018)年度には、法令に基づく適切な運用のための就業規則の改定(第365回・369回・370回・374回・375回理事会)、経理規程におけるグループ償却の金額基準を、学校法人会計基準関連の公的通知が示した基準に合わせるかたちで改定する(第367回理事会)等を実施している。

以上のとおり、学院の運営における経営の規律と誠実性が維持されているものと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

なし

5-1-②使命・目的の実現への継続的努力

[自己評価]

前掲1-1-①. のとおり、本学の使命・目的は学則第1条に明記されている。再掲すれば以下のとおり。

第1条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定める大学として、キリスト教精神に基づき、外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の幸福と発展に寄与しうる人材を育成するこ

とを目的とする。

上記の使命・目的を実現するための努力として、法人部門において経営企画協議会を開催し、月 2 回のペースで年度予算案や経営に係る重要事項について協議し、使命・目的の実現のための法人永続に向けた努力を継続している。また教学部門においては、大学協議会にて教育研究の基本方針、中長期計画・年度計画等の重要事項を月 2 回のペースで審議している。平成 30 (2018) 年度には、上記学則第 1 条に定める「外国語と国際文化に関する知識の教授研究」をサポートする研究推進委員会及び研究支援課の設置について建議し、法人の決裁を得てこれらは本年 9 月に設置施行された。研究推進委員会においては、本学全体の当面の重点研究課題として「国際交流促進に資する言語教育法研究」を設定し、これをテーマとした研究交流会開催を来年度以降企画する等、本学が『長崎外大ビジョン 21』において目標に掲げるグローバル人材の育成を推進させる取り組みの更なる進捗が期待できる。

以上のとおり、本学では使命・目的の実現に向けて経営部門と教学部門が一体となり継続的努力に取り組む学内体制が確立しており、目標を達成していると自己評価する。

〔残された課題と改善・改革に向けた取り組み〕

①2020 年度までを対象とする中期計画「長崎外大ビジョン 21」以降の次期中期計画の策定に向けた準備作業に、2019 年度の当初に着手すること。

5-1-③環境保全、人権、安全への配慮

〔自己評価〕

現在まで取り組んできた省エネルギー施策を平成 30 (2018) 年度においても継続している。具体的には、学内施設の気温管理に基づく空調の効果的な運転調整、照明・空調設備・エレベーター設備の運転時間管理等である。また、平常時の消費電力供給を 100%新電力で賄う体制に切り替えたほか、平日退校時間の早期化及び規則の厳格運用を継続することにより、一定の省エネルギー効果を挙げている。

また、人事・労務関連事項の協議においては、昨今議論されている「働き方改革関連法案」の趣旨に則って、事務職員の超過勤務時の休憩時間を設定する施策を施行させるなど、組織倫理や教職員の健康に配慮する誠実性ある経営施策の実行がなされている。

人権への配慮については、2019 年以降の「働き方改革関連法」施行に備え、教職員の健康増進・健康管理に主眼を置いた施策を実行に移しており、2019 年度以降、教育職員に対するタイムカードの導入により各人の勤務時間の正確な把握が可能となった。今後、長時間労働の更なる抑制に努めるべく、実態把握に注力する所存である。また、ハラスメント防止の観点においては、「長崎外国語大学ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、相談窓口の設置と教職員・学生に対する周知を図っている。

安全への配慮については、「危機管理規程」、「危機管理対策本部の組織及び運営規程」に基づく対応体制が確立している。平成 30 (2018) 年度には、地域の防減災に係る連携協力体制の模索に向けて、本学が参画する九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームによる防減災に係る現地視察等に本法人の管財課事務職員を派遣したほか、既存事業である、本学校地のドクターヘリ発着所としての提供、本館建物及び体育館を時津町元村地区及び長崎市横尾地区住民への緊急時避難場所として開放する協定の運用を継続してきた。また、校地内及び学生寮における火災・避難消防訓練を各 1 回実施しており、法令に基づいた危機管理体制の構築と、施設等への定期的な点検がなされている。

以上のとおり、本学では、環境保全と人権・安全への配慮は十全になされており、これを地域貢献の次元から学外に敷衍していく努力が継続されているものと自己評価する。

〔残された課題と改善・改革に向けた取り組み〕

なし

[エビデンス]

(1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート

2-4③、7-3④、19-1⑥、19-3 規程整備、23 ハラスメント防止、24 危機管理

(2) その他

- ・学校法人長崎学院 理事会議事録 (平成 30 (2018) 年度開催分)
- ・学校法人長崎学院 経営企画協議会議事録 (平成 30 (2018) 年度開催分)
- ・長崎外国語大学 研究推進委員会規程 (平成 30 (2018) 年 9 月 1 日施行)
- ・2019 年度長崎外国語大学事業計画 (研究推進委員会担当分)
- ・QSP 地域産学連携系 WG : 11/25 防減災まちづくり視察研修参加報告
- ・QSP 地域産学連携系 WG : 3/11 防減災セミナー及び第 2 回 WG 会議参加報告
- ・平成 30 (2018) 年 12 月 9 日火災・避難消防訓練 (アンペロス寮) 実施報告書
- ・平成 31 (2019) 年 3 月 14 日火災・避難消防訓練 (キャンパス) 実施報告書

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 5 / 18. 財政基盤の確立と財務体質の強化

基軸 1 / 9. / (2) 大学 (人権) 検証制定プロジェクト

5-2. 理事会の機能

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性	<input type="checkbox"/> 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。 <input type="checkbox"/> 理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営は適切に行われているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	
<input type="checkbox"/> 理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。	

エビデンスの例示

- ・ 機動的な意思決定のための仕組み（常務理事会、政策調整機関など）を示す組織図・資料
- ・ 理事会機能の補佐体制を示す資料
- ・ 理事会権限委任、理事の職務分担などを示す資料

5-2. 理事会の機能

5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

[自己評価]

理事会は寄附行為第17条第1項に規定するとおり、本法人の業務を決する最高意思決定機関として機能しており、平成27(2015)年度より、財務担当理事、国際交流・社会連携・広報担当理事などを任命し、理事会の意思決定の機能性を更に高めている。理事会構成員は、寄附行為第5条第2項の定めるとおり、9名中5名をプロテスタントキリスト者が占め、建学の精神に基づく本学の使命・目的の達成に向けた運営がなされる体制を担保している。平成31(2019)年3月にプロテスタントキリスト者の理事の急逝により欠員が生じたものの、後任の選定についてはすぐに文部科学省に手順を確認のうえ、寄附行為第7条に規定する理事選任条項、及び「理事候補者の推薦に関する内規」に基づき候補者を推薦し、2019年度第1回理事会にて協議する方向で調整を進めている。

平成30(2018)年度事業計画書は、評議員会の諮問を経て平成30(2018)年3月の理事会において協議され承認を得ており、その執行状況についても当年度の理事会において逐次報告がなされている。当年度事業計画の重点施策と位置付けた「入学定員及び収容定員充足率100%以上の堅持」「新長崎学研究センターを核とした研究体制の整備・充実」等について、事業の進捗状況が逐次理事会で報告がなされており、計画の確実な履行に向けた理事会の監視機能が果たされている。

理事会の招集は、寄附行為第17条第5項及び第6項に規定するとおり、7日前までに書面で通知し、構成員は会議不参加の場合に必ず事前に委任状を提出することとなっている。平成30(2018)年度の出席状況は、理事については92.9%と適正であり、不参加時の委任状の提出率は100%である。また、監事の理事会への出席率は100%である。

以上のとおり、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性の担保は十分になされていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①上記、欠員理事の速やかな後任の選定、及び担当官庁への遅滞ない報告。

[エビデンス]

- (1) 平成30(2018)年度自己点検評価シート

なし

(2) その他

- ・学校法人長崎学院 理事会議事録（平成 30（2018）年度開催分）
- ・平成 29（2017）年度 3 月開催 第 364 回理事会議事録

[長崎外大ビジョン 21]

なし

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化	<input type="checkbox"/> 意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。 <input type="checkbox"/> 理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。
5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性	<input type="checkbox"/> 法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。 <input type="checkbox"/> 監事の選任は適切に行われているか。 <input type="checkbox"/> 評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	
<input type="checkbox"/> 監事は、理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。 <input type="checkbox"/> 監事は、理事会及び評議員会などへ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べているか。 <input type="checkbox"/> 評議員の評議員会への出席状況は適切か。	

エビデンスの例示

- ・ 管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つための仕組みとその実効性を示す資料
- ・ 法人の業務、財産及び役員の業務執行の状況などに対する監事の意見などを示す資料
- ・ 監事の選任状況及び職務執行の状況を示す資料
- ・ 監事の職務執行の支援状況を示す資料
- ・ 評議員会への諮問状況を示す資料
- ・ 教職員からの情報や提案が生かされる仕組み及びその実施状況を示す資料

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

[自己評価]

平成 27 (2015) 年度改正の学校教育法に則った学長のガバナンス強化と学内規程の整備は既に完了済である。法人部門における意思決定機関としては理事長を議長とする経営企画協議会が、大学(教学)部門における意思決定機関としては学長を議長とする大学協議会があり、平成 30 (2018) 年度にも定期的に開催され、法人及び大学要職者によるスムーズな意思決定の枠組みが確立済である。また、経営企画協議会では、構成員の 1 人である学長から直近の大学協議会における協議内容の報告が行われ、大学における諸施策と本学の使命・目的との整合性や、当該施策の経営面から見た妥当性などが審議される仕組みとなっており、経営企画協議会の議長である理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境の整備がなされている。

教職員の提案を汲み上げるシステムは、各教職員の所属委員会への議案提出・審議の後、大学協議会に上程され、大学協議会から経営企画協議会に上程するものとして既に整備されており、大学協議会・経営企画協議会及び理事会での決定事項は、月 1 回開催される運営協議会及び教授会、月 2 回開催される事務課室長会議等を通じて周知浸透が図られる仕組みとなっている。

以上のとおり、本学では法人及び大学の管理運営機関の意思決定は円滑に行われているものと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]
なし

5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

[自己評価]

法人部門の意思決定機関である経営企画協議会には、大学から学長及び2名の総括副学長が、大学（教学）部門の意思決定機関である大学協議会には法人から常務理事兼法人事務局長及び法人事務局次長が、それぞれ構成員として参加しており、相互連携とチェックが図られている。

本学院の現在の監事数は寄附行為第5条の定める2人以上を満たしており、現監事2名は寄附行為第8条の規定に則り、平成27（2015）年12月に評議員会の諮問を経た後に理事会で選任されている。2名の監事は基本的に全ての理事会及び評議員会に出席することとなり、平成30（2018）年度は監事の理事会出席率・評議員会出席率はともに100%であり、出席状況は適切である。監事の業務監査及び経理監査は年度当初に理事会に提出されたスケジュールに基づき定期的実施されており、その結果は改善指摘等を含めて全て逐次理事会にて報告されている。

評議員会は寄附行為第20条に基づき適切に運営されており、寄附行為第22条に定める諮問事項の有無に関わらず定例開催している。平成31（2019）年3月31日現在の評議員数19名は寄附行為第20条の定める定数（18人以上21人以内）を満たしており、評議員の退任があった場合には速やかに規程の定める手続により後任を選出している。平成30（2018）年度は寄附行為第24条第8号（法人設置学校の卒業者）及び第7号（法人事務職員代表）に1名それぞれ欠員が生じたため、「学校法人長崎学院 評議員候補者の推薦に関する内規」に基づき後任候補者を選出し、理事会での審議を経て後任を決定した。平成30（2018）年度の評議員会の出席状況は85.0%であり、不参加時の委任状の提出率は100%と、適正である。

以上のとおり、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性は適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]
なし

[エビデンス]

(1) 平成30（2018）年度自己点検評価シート
なし

(2) その他

- ・「学校法人長崎学院 寄附行為」
- ・学校法人長崎学院 理事会議事録（平成30（2018）年度開催分）
- ・学校法人長崎学院 評議員会議事録（平成30（2018）年度開催分）
- ・学校法人長崎学院 評議員候補者の推薦に関する内規
- ・平成31（2019）年2月25日実施「寄附行為」第24条7号（法人事務職員代表）選挙に係る資料一式

[長崎外大ビジョン21]

基軸5/19. ガバナンスの強化

5-4. 財務基盤と収支

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立	□中長期的な計画に基づく財務運営を行っているか。
5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保	□安定した財務基盤を確立しているか。 □使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。 □使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

エビデンスの例示

- ・ 事業計画、予算編成方針及び財務指標などを示す資料
- ・ 中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画を示す資料
- ・ 事業活動収支計算書関係比率（法人全体及び大学単独）、貸借対照表関係比率（法人全体）、活動区分資金収支計算書関係比率（法人全体）、ただし平成 26（2014）年度以前については学校法人会計基準改正前の財務比率でも可
- ・ 文部科学省に提出した計算書のコピー（過去 5 年間）又は計算書及び独立監査人の監査報告書（過去 5 年間）
- ・ 予算書、財産目録など（最新のもの）
- ・ 金融資産の運用状況（過去 5 年間）

5-4. 財務基盤と収支

5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

[自己評価]

平成 30（2018）年度は「学校法人長崎学院 経営改善計画〔平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度〕の 3 年目に当たるが、計画指針に基づき収入面では、学生数の確保と外部資金（競争的資金を含む国庫補助金等）の獲得に努めた。結果、学生数においては 5 月 1 日付 1 年次入学者数 189 名、同日付在籍学生数 766 名といずれも定員を超える学生を確保することができた。また外部資金に関しても国庫補助である改革総合支援事業においてタイプ 1・4・5 の採択を受けた。支出面では前年実績に基づいた予算作成、月次試算表による対前年度比較による実績管理を行う等の執行管理を行った他、平成 26（2014）年度より実施している賞与支給率の抑制（1.0 ヶ月減）を本年度も継続した。

以上のとおり、平成 30（2018）年度決算見込みにおいて、基本金組入前当年度収支差額が計画目標値 125,029 千円に対して 127,735 千円（2,706 千円増）、翌年度繰越支払資金が計画目標値 135,296 千円に対して 297,265 千円（161,969 千円増）と当初設定した 3 年目の目標値を達成することが見込まれており、中長期的な計画に基づく適切な財務運営が確立されつつあると自己評価できる。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

「学校法人長崎学院 経営改善計画」は概ね順調に推移しているが、2019 年度～令和 2（2020）年度における課題としては、①退学・除籍・休学者数の低減②経常費補助金の獲得③寄付金事業の周知拡大が挙げられる。①については平成 30（2018）年度退学者 32 名、除籍者 5 名、合計 37 名（予算比 2 名減）が見込まれており、退学率にすると同年 5 月 1 日付在籍数（766 名）の 4.8%に当たる。経営改善計画では今後の 2 年間で退学率 4.3%まで低減することとなっており、本年度から新たに設置した学修支援センターを中心に休退学防止連絡会議と連携しつつ取

り組んでいく。②については採択性補助金・経常費補助金ともにめまぐるしい制度変更に対応するため外部資金委員会を中心に採択性補助金の獲得に努めるとともに経常費補助金についても設問単位で細かく対応をしていく。③については新長崎学研究に係る寄付金について依頼範囲を卒業生まで拡大し、寄付金の増加を図る。

5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

[自己評価]

「学校法人長崎学院 経営改善計画〔平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度〕は 3 年目を終了した段階で順調に推移しており、私立学校振興・共済事業団作成の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」に当てはめると正常状態に区分される。

また、自己資金（運用資産）が少ないことが本学の課題であるが、平成 30 (2018) 年度決算において、基本金組入前当年度収支差額 127,735 千円、翌年度繰越支払資金 337,265 千円が見込まれることから、退職給与引当特定資産 40,000 千円の積み増しを行い自己資金（運用資産）の充実を図った。この結果、翌年度繰越支払資金は ~~327,726~~ 297,265 千円となった。

次年度以降も予算立案時において前年実績を踏まえた実態に則した予算を計上し、予算及び実績の管理を強化し、計画的にこれらを執行することにより自己資金（運用資産）の一層の充実を図ることとしている。

以上のとおり、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保が出来つつあると自己評価できる。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

本学の財政基盤の主なものは「①授業料等」、「②補助金」、「③補助活動収入（主として寮収入）」、「④寄付金」、であり、財務基盤の確立のためにはこれらの収入を安定した収入源とすることが必要となる。そのための改善・改革に向けた取り組みの内①、②、④については、前述「5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立」に記述のとおりである。

また、③については入居者の確保（本年度年間平均入居率 87.8%）が重要であり、そのためアンペロス寮運営委員会において年間平均入居率 90%達成に必要な取り組みを検討・実施する。

なお、上記取り組みは基より、予算立案時における実態に則した予算計上、予算及び実績の管理における計画的で無駄のない予算執行により自己資金（運用資産）の一層の充実を図る。

[エビデンス]

(1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート

1-4 留学生募集、1-5 社会人学生募集、5-4 外部資金獲得、7-1 学生支援（休退学）、7-3 退学者低減、18-1 財務強化、18-2 補助金獲得、18-3 収益事業

(2) その他

なし

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 5/18. 財政基盤の確立と財務体質の強化

5-5. 会計

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
5-5-①会計処理の適正な実施	□学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。
5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施	□会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点	
□予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。	

エビデンスの例示

- ・ 監事の監査報告書、理事会議事録（評議員会を含む）
- ・ 資産運用に関する規則

5-5. 会計

5-5-①会計処理の適正な実施

[自己評価]

学校法人会計基準及び学校法人長崎学院経理規程他関連諸規程に則り、会計処理を行っているが、監査法人北三会計社による外部監査〔平成30（2018）年度9回実施〕及び学院監事2名による監査によって処理の適正性について担保している。

また、補正予算については、本年度春学期の在学者数を当初予算で740名としていたが、実績は766名と26名多かったため、補正予算を5月に策定した。

以上のとおり、会計処理は適正に実施されていると自己評価できる。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①現在、2019年度からの学費システム本格稼働（寮は6月、大学は10月）に向けての導入作業を行っている。導入作業と並行して学費システムの効率的な運用のため現行処理の再確認と改善を行う。

5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

[自己評価]

監査法人北三会計社による定期会計監査〔平成30（2018）年度9回実施、学院監事同席〕の他、必要に応じて臨時の会計監査を実施している。同監査法人による監査の際には原則として監査終了後に「講評」が行われ、監査の内容について理事長を含む理事と監事に対して詳細な報告と意見交換が行われている。更に長崎学院監事2名による監事監査と内部監査委員による監査も実施されている。

以上のとおり、会計監査の体制整備と厳正な実施が行われていると自己評価できる

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

なし

[エビデンス]

- (1) 平成30（2018）年度自己点検評価シート

なし

- (2) その他

なし

[長崎外大ビジョン 21]

なし

6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	<input type="checkbox"/> 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

エビデンスの例示

- ・内部質保証のための組織及び責任体制を示す組織図・資料

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

[自己評価]

内部質保証のための組織の整備、責任体制は、自己点検・評価規程によって、明確にされている。その概要は、以下のとおりである。

(1) 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学が目指す理念・目標を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表する。

(2) 自己点検・評価の体制

- ①学長の責任の下で自己点検・評価を行う。
- ②大学協議会は、大学協議会規程第2条の規程に基づき、評価の実施方針を策定する。また、目標及びそれに係わる事項の達成状況の検証を行い、本学の自己点検・評価活動を総括する。
- ③自己点検・評価活動の運営のため、大学協議会の下に自己点検・評価運営会議を置く。自己点検・評価運営会議は、自己点検・評価の実施方針に基づき、自己点検・評価の実施要領を策定し、各組織の自己点検・評価活動の進捗を管理する。
- ④本学を構成する学部、センター、部局等に当該組織名を付した個別の自己点検・評価委員会を置き、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

(3) 自己点検・評価項目

- ①本学の理念及び各組織の目的に関する事項
- ②年度事業計画及び中長期計画
- ③教育研究組織に関する事項
- ④教員及び教員組織に関する事項
- ⑤教育内容、方法及び成果に関する事項
- ⑥学生の受入れに関する事項
- ⑦学生支援に関する事項
- ⑧教育環境に関する事項
- ⑨国際連携及び国際交流に関する事項
- ⑩社会連携及び社会貢献に関する事項
- ⑪管理運営及び財務に関する事項 ⑫内部質保証に関する事項

以上のとおり、内部質保証のための組織が整備され、責任体制が確立していると言える。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①内部質保証に関する全学の方針と責任体制をより明確にし、周知を図る。
- ②教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集、蓄積し、分析を行い、その結果を利用するための体制が十分とは言えず、改善を要する。

[エビデンス]

(1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート
(19-1 ガバナンス改革)、20-1 自己点検評価、20-2 外部評価

(2) その他
なし

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 5/20. 自己点検評価システムの確立と外部評価システムの導入

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	<input type="checkbox"/> 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。 <input type="checkbox"/> エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的実施しているか。
6-2-②IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析	<input type="checkbox"/> 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

エビデンスの例示

- ・ 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料
- ・ 自己点検・評価及び認証評価などの外部評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料
- ・ IR 機能の構築及び活動状況を示す資料

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

[自己評価]

平成 29 (2017) 年度に大学協議会において本学の自己点検・評価に係る年間スケジュールを策定・承認した。単年度ベースで実施している自己点検・評価における検証結果を次年度の事業計画・予算策定に反映させるため、自己点検・評価を当該年度 10 月より着手し 12 月中に概ねの検討を終えること、そして 1 月以降に本格化する次年度事業計画案及び予算案の策定時にその成果を踏まえた計画の修正を施すというのがその要諦であり、平成 30 (2018) 年度においても、本スケジュールに沿って、自己点検の成果を次年度事業計画に盛り込むよう、学長から各課室に指示がなされた。

また、自己点検・評価結果結果をステークホルダーと共有し、社会変化や地域社会のニーズを踏まえた大学運営の実現を目指して、平成 30 (2018) 年 9 月に「長崎外国語大学外部評価委員会規程」を新規制定し、以下の 3 名の人士に対して本学の外部評価委員を委嘱した。

氏名	所属(当時)	規程の選任条項
上 藪 恒太郎	長崎総合科学大学 特任教授	4 条 1 項 3 号「学外有識者」
相 川 節子	時津町教育委員会 教育長	4 条 1 項 4 号「本学所在自治体職員」
船 橋 修一	九州教具株式会社 代表取締役社長	4 条 1 項 5 号「学長が必要と認める者」

外部評価委員会は平成 30 (2018) 年度中の開催には至らなかったが、代替策として上記の 3 名に対し、2017 年度自己点検・評価報告書に対する意見聴取を、ヒアリングシートを用いた訪問徴取という形で実施し、その結果を自己点検・評価運営会議において共有した。

以上のとおり、ほんがくにおける内部質保証のための自主的・自律的な自己点検評価の実施、及び外部を含めた結果の共有については滞りなく実施できる体制の整備は既に完了しているものと自己評価できる。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①上記の年間スケジュールに基づいた自己点検・評価の実施時期は認識の共有がなされているが、本年度は一部の部署での自己点検の着手遅延に伴い、自己点検の実施期間と事業計画の策定期間が一部重複したところが散見された。次年度以降はスケジュールの厳守を念頭に、更に自己点検の着手を早める必要がある。

②本年度新たに設置された外部評価委員会の運営を軌道に乗せ、上記年間スケジュールに外部評価委員会の開催を盛り込んだ形で綿密な連携を図れる体制を構築する必要がある。

6-2-②IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

[自己評価]

学士課程教育の質保証を目的とする教育戦略の立案や目標設定等の意思決定を行うに際して必要となる教学情報の有効活用を図るため、大学協議会の下に教学 IR 委員会が置かれている。教学 IR 委員会は、以下の事業を行うこととされている

- (1) 入学試験結果等、入学者情報の分析
- (2) 学生の単位取得状況、学習行動、学習成果、教育効果、学生リテンション率等に関する情報の収集と分析
- (3) ベンチマーキングのための複数大学間比較や全国調査等に照らした本学の相対的な位置付けのための調査・分析
- (4) 教学 IR の成果に基づく教育改革の支援、提案、助言

しかしながら、混乱を避けるため、まずは学生の単位取得状況、学習行動、学習成果、教育効果、学生の授業評価等に関する情報の収集と分析にとどめている。この分析をふまえ、次年度以上の本格的な IR の活用のための準備を行っている。

以上のとおり、IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析は、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①平成 30 (2018) 年度に学修支援センターが設置され、その機能の一部として学習行動、学習成果、教育効果等に関する情報の収集と分析の IR 活動を含めている。教学 IR 委員会及び平成 30 (2018) 年度設置の学長室 IR 課との協働が課題となる。

[エビデンス]

- (1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート

3-1 DP・CP に基づくプログラム、4-4 IR、6-1 社会への公開、7-3 退学者低減、20-1 自己点検評価、20-2 外部評価

- (2) その他

- ・平成 29 (2017) 年 11 月 6 日第 17 回大学協議会資料「自己点検・評価年間スケジュール」
- ・平成 30 (2018) 年 9 月 1 日制定「長崎外国語大学 外部評価委員会規程」
- ・外部評価委員への委嘱辞令 (3 名)
- ・平成 29 (2017) 年度の自己点検・評価結果に対する「外部評価ヒアリングシート」(相川委員、船橋委員、上菌委員)

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 5/20. 自己点検評価システムの確立と外部評価システムの導入

6-3. 内部質保証の機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点
6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性	<input type="checkbox"/> 三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用により、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能しているか。

エビデンスの例示

- ・ 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用状況を示す資料

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

[自己評価]

学校教育法（第 109 条第 1 項）に基づき、本学学則は「教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と規定している（第 3 条第 1 項）。この規定に則り、平成 27（2015）年 4 月 1 日に「自己点検・評価規程」、「自己点検・評価運営会議規程」を制定し、総括副学長を議長とする自己点検・評価運営会議によって、平成 30（2018）年度の各組織の自己点検評価委員会による自己点検・評価活動を「自己点検評価シート」に取りまとめた。点検・評価にあたっては、本学の平成 26（2014）～令和 2（2020）年の中期計画である「長崎外大ビジョン 21」と各年度の事業計画に掲げられた戦略実現のためのプロジェクト及び戦略外の重要事業の各項目を、各担当部署・委員会ごとにその年度の活動内容に基づいて「1（未着手）、2（検討中）、3（取り組み中）、4（部分的に達成）、5（達成済）」の 5 段階で評価した。本年度は単年度の自己点検評価を実施することができたが、自己点検評価報告書の作成、取りまとめに時間を要し、事業計画の立案・策定に間に合わせることができず、「自己点検評価に基づく事業計画の立案・策定」という本来の PDCA サイクルの実現には達しなかった。しかしながら、この取り組みによって、平成 30（2018）年度の事業達成状況が俯瞰でき、次年度以降の事業計画に向けた課題を明確化することができるようになった。また、外部評価委員を任命しヒアリングを受けることにより、自己点検評価に基づく外部評価の実施の体制が整った。

以上のとおり、内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①PDCA サイクルを有効に機能させ、次年度の事業計画策定に生かせるようにするための年間スケジュールの策定
- ②プロジェクト・ベースで行われてきた点検・評価項目の再検討（プロジェクト外の日常業務に対する点検・評価）
- ③自己点検評価報告書に基づく外部評価委員会による外部評価の実施。

[エビデンス]

- (1) 平成 30（2018）年度自己点検評価シート

4-4 IR、6-1 社会への公開、7-3 退学者低減、20-1 自己点検評価、20-2 外部評価

(2) その他

なし

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1/3. 学士課程教育の質保証への取組み強化

基軸 5/20. 自己点検評価システムの確立と外部評価システムの導入

7. 独自基準

A 社会連携

A-1-①本学における社会連携活動の一元的管理

A-1-②地域住民との連携

A-1-③自治体との連携

A-1-④他の教育機関との連携

留意点

本学における社会連携活動の一元管理が適切に運営されているか。

地域住民との連携による活動が適切に運営されているか。

地元自治体との連携による活動が適切に運営されているか。

他の教育機関との連携が適切に運営されているか。

エビデンスの例示

- ・ 学内業務と地域貢献との連関を示す資料
- ・ 自治体、企業等との協定関係を示す資料

A 社会連携

A-1-①本学における社会連携活動の一元的管理

[自己評価]

本学の研究者、学生、担当部署のそれぞれが行っている社会貢献活動について、年2回（上半期と下半期）で調査を行い、項目別（大学間連携、高大連携、産官学連携、地域連携、研究者の社会活動、学生、留学生・サークル等の社会活動）に取り纏め、本学の「社会連携の取組実績」としてホームページに掲載した。

また、本学研究者が社会に貢献できる内容（知的財産、人的資源等）を取り纏めた「研究者紹介」のリーフレットを作成し、教育機関や協定連携先等に配布すると共にホームページ上にもアップロードして研究者の情報を公開した。

今年度は、8月に長崎県立対馬高等学校と高大連携協定を、9月には長崎県商工会連合会と産学連携協力に関する包括協定を締結した。

以上のとおり、本学における社会連携活動の一元的管理は、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①多岐に渡る学外からの要望を精査し、学内の教職員の連携を図り協力可能な事業を効果的に実施する。
- ②プラットフォーム事業の進展に対応すべく社会連携センター・スタッフで構成されているワーキング・グループ会議と連携、充実を図る。
- ③学外からの要望（総務、社会連携センター）を受ける際の窓口を明確にすると同時に、委員会や部会を通じ外大ビジョン21で目標とする方向に軌道を合せる。
- ④プロジェクト・コーディネート科目を通じて地域のニーズに対応すべく連携を図る。

A-1-②地域住民との連携

[自己評価]

地域（一般）を対象とした公開講座を企画した。7月と10月に公開講座、7月にシニア向け公開講座、8月に英語上級者を対象とした語学セミナー[通訳]を開講し生涯学習の場を提供した。

また、平和推進事業の一環として主に留学生を対象に英語で被爆体験を伝えたいとの要望に応え、Peace studies（履修者：留学生及び日本人学生）の授業との結びつけを行い受入れた。本事業にはメディア5社（テレビ局3社、新聞社2社）の取材が入ったことから本学のPRにも繋がった。

以上のとおり、地域住民との連携は、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①受講者・参加者のアンケートを基に、地域のニーズにマッチングした講座を企画する。（令和元（2019）年5月～6月頃）
- ②学生・留学生や教職員が参画し易い環境整備（授業科目との連携等）を進める。
- ③連携事業の進んだ事柄について、協定・覚書を交わす可能性を検討する。
- ④地域へのPR及び学生の活動の可能性を探る。

A-1-③自治体との連携

[自己評価]

地元の自治体・産業界と協定を交わし、地域の課題解決や活気ある個性的な地域社会の形成と発展に寄与した。

長崎市とは、包括連携に関する協定を締結しており、定期的開催される「遊学のまち長崎」推進協議会へ参加した。また、8月9日の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典における歓迎夕食会フロア通訳者及び外国人来賓者出迎えや市内観光、式典終了後の空港や駅までの見送り時のアテンドとして学生を派遣した。

時津町とは、包括的連携に関する協定を結んで以来、定期的連絡推進会議を開催し課題解決に向けた取り組みを行った。今年度は、時津町との連携事業として時津町民を対象とした「楽しくおしゃべり英会話入門講座」への講師と留学生派遣やイングリッシュデイキャンプへの留学生派遣等も行った。

また、長崎県商工会連合会の事業には、数年前から法人役員や本学教員が関わっており、今年度は4月にベトナムのランソン省行政官の研修生に対し日本の政治や文化・観光・農業等について本学教員が講義を行った。9月に産学連携協力に関する包括協定を締結し、地域振興・人財育成・地球環境の改善・社会貢献活動等、更に協力していくこととした。

新上五島町とは十八銀行との産官学三者包括連携に関する協定を締結しており、地域の課題（人口減少地域における地域活性化、新上五島町の魅力発信や認知度向上）に向けプロジェクト科目学生が活動した。

滑石公民館主催の「春の講座」（生き生きライフ・アラカルト_高齢者対象）の講師として教員を派遣した。

以上のとおり、自治体との連携は、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①協定先との各会議で話し合われたことについて、教職員や学生ボランティア参画事業としての実行性に鑑み具体化を図り活動主体を検討する。
- ②長崎県と毎年1回定期的に開催されていた「地域の大学等の連携推進会議」の見直しが行われていることから地域課題解決に向けた取り組みが提案されれば活動に参画する。

A-1-④他の教育機関との連携

[自己評価]

地域の幼稚園（矢上幼稚園）、小学校（横尾小学校）、中学校（三重中学、精道三川台中学）、高校（対馬高校、長崎北陽台高校、長崎商業高校、精道三川台高校）と外国語や国・地域の文化・歴史・習慣等に関する講座や国際交流等を行い、グローバル人材の育成や子供教育の支援にも寄与した。

教育の充実と進展をめざしてより一層の連携を図ることを目的に長崎県立対馬高等学校と高大連携協定を締結し、専門性の高い教育を生徒へ提供すると共に外国語の運用能力やコミュニケーション力を高める支援として出張講義や両校間を遠隔教育システムで結び韓国語の遠隔授業を行った。

以上のとおり、他の教育機関との連携は、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①教育機関別（大学から幼稚園まで）の連携事業の対応と学内の教学活動がウインウインの関係になるよう極力連携を図る。
- ②学外からの要請が授業科目と連携が図れないか精査する。
- ③各種教育団体からのニーズが増えているので連携の在り方として受入れのシステムを構築する必要がある。

[エビデンス]

(1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート

1-2③、8-4①③、12②③④、16-1、16-2、16-3、16-4、16-5

(2) その他

A-1-①

- ・平成 30 (2018) 年度社会連携の取組実績
- ・研究者紹介 (HP 掲載、リーフレット)
- ・学校法人長崎学院 (長崎外国語大学) との協定締結先一覧

A-1-②

- ・公開講座のちらし
- ・英語での被爆体験講話依頼文書

A-1-③

- ・長崎市との包括連携に関する協定書
- ・長崎市「游学のまち長崎」推進協議会と本推進協議会幹事会開催案内
- ・長崎市「平和祈念式典関係のフロア通訳とアテンド HP 記事
- ・長崎県時津町との包括的連携に関する協定書
- ・時津町「連絡推進会議」の開催案内
- ・時津町「楽しくおしゃべり英会話入門講座 HP 記事
- ・時津町「イングリッシュデイキャンプ」報告書
- ・長崎県商工会連合会との産学連携協力に関する包括協定書
- ・長崎県商工会連合会「ベトナム交流人材招致事業委員会案内 (6 月、3 月)
- ・長崎県商工会連合会「講師派遣依頼文書
- ・新上五島グローバル化プロジェクト報告会資料
- ・横尾公民館「平成 30 年度「春の講座」講師派遣依頼文書

A-1-④

- ・幼稚園・小学校・中学校・高等学校との活動内容 (HP 掲載記事、依頼文書等)
- ・長崎県立対馬高等学校との高大連携協定書
- ・長崎県立対馬高等学校との連携事業 (協力内容、出張講義と遠隔授業)
- ・学校法人長崎学院 (長崎外国語大学) との協定締結先一覧[A-1-①と重複]

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1/2. グローバル人材育成のための教育体系の再構築と教育プログラムの開発

基軸 1/8. 就職率 100%を目指すキャリア教育と就職活動支援プログラム
基軸 2/12. 地域社会の課題解決に向けた研究活動の推進
基軸 4/16. 社会連携の強化と社会貢献の充実

B 国際交流

- B-1-① 留学制度の構築と運営
- B-1-② 留学の促進と送り出しの実際
- B-1-③ 留学生の受け入れと教育
- B-1-④ 国際交流協定校との交流

留意点

- 本学学生の留学プログラムの運営は適切に行われているか。
- 国際交流センター開講プログラムの運営は適切に行われているか。
- 外国人留学生に関する授業の運営は適切に行われているか（教育支援課と共同）
- 外国人留学生の生活指導は適切に行われているか（学生支援課と共同）。
- 国際交流協定校との連携は適切に行われているか。

エビデンスの例示

- ・外国人留学生の募集に関連する資料
- ・国際交流センター実施の諸企画に関連する資料
- ・国際交流協定に関する資料

B 国際交流

B-1-① 留学制度の構築と運営

[自己評価]

留学制度の構築については、平成 27（2015）年度のカリキュラム改編以降大きな変更は行っていない。しかしながら、2019 年度からは新しいカリキュラムが開始されるのに際し、関連委員会である国際交流委員会や留学プログラム委員会で協議を行い、一部の変更を予定している。例えば、これまで以上に留学前、留学中、留学後の教育の連動を強く意識した編成となる。この変更により、4 年間の学修プログラムにおける留学の位置づけがより明確化される。

運営についてであるが、昨年度までと基本的な変更は行っていない。しかしながら、運営の制度を向上させるために、留学担当の教員と国際交流センター事務室の職員との連携を強めたこと、そして留学を希望する学生、実際に留学をする学生に対するケアをより充実させるよう努めた。

以上のとおり、留学制度の構築と運営は、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①2019 年からの新カリキュラムにおける留学制度の円滑な運営のための施策を検討する。

B-1-② 留学の促進と送り出しの実際

[自己評価]

「NUFS 海外派遣留学」による留学者数は、平成 30（2018）年度は 83 名。昨年度が 77 名であったことから、留学者が増加している。また、1 年次だけで見てみると、平成 29（2017）年度日本人入学者のうち約 45%が留学をしていることから、割合的にも非常に高い。これは入試広報活動時から留学を前面に押し出して広報を行っていること、さらに入学者に対する説明会等の実施による効果と思われる。

二重学位留学は、これまで韓国と台湾の大学のみの派遣であったが、平成 30（2018）年度から中国の黒竜江大学へ初めて 2 名を派遣した。

上記以外の海外体験プログラムについてであるが、夏季休暇中に実施される「海外語学研修」への参加者は 45 名である。

以上のとおり、留学の促進と送り出しの実際については、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①海外体験プログラム全体の参加者を増加させるための施策を検討する。
- ②海外体験プログラム全体の安全管理についてより詳細な対応を検討する。

B-1-③ 留学生の受け入れと教育

[自己評価]

「日本研究コースJASIN」「国際交流コースNICS」については、従来どおりの学生を受け入れている。運営及び授業のプログラムについては、従来と同じもので対応をしているが、現段階では大きな問題点はない。

平成30（2018）年度は2年に1回実施する「フランス人のための日本語・日本文化研修」を第14回目として開催した。参加者数は00名。参加者のみならず、対応にあたった本学学生にとっても大変に貴重な体験となった。

アジアの協定校の学生を対象とした短期研修は、予定どおり7月に開催した。参加者は41名と非常に多く、この研修が協定校側にとっても好評価を得られていると思われる。

上記のとおり、留学生の受け入れと教育については、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

なし

B-1-④ 国際交流協定校との交流

[自己評価]

国際交流協定校の数は、平成30（2018）年度に6校増加した（中国及び香港5校、アメリカ1校）。これまでの働きかけが奏功したものである。

既存の協定校への働きかけとしては、平成 29（2017）年度ほど訪問ができなかったが、重要と思われる協定校への訪問を行い、これまで以上の連携関係強化を協議した。

平成 30（2018）年度は韓国にある日本語学校との連携に向けての動きがあった。基本的には先方からの打診によるものであるが、すでに協定関係を締結している日本語学校からの紹介であった。

以上のとおり、国際交流協定校との交流については、適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①英語圏の協定校のさらなる拡大を目的として働きかけを行う。
- ②既存の協定校との連携をさらに強化する。

[エビデンス]

(1) 平成 30（2018）年度自己点検評価シート

1-4 留学生募集、2-4 留学、2-7①、2-10 海外協定大学、2-11②、2-16 ダブルディグリー、2-18 留学経験者支援、2-19 海外協定大学、5-1 交換留学制度、5-2 日本語教育、5-4④、5-4⑤、11 国際戦略、13-1 留学推進、13-2 単位互換、14-1 ASEAN

(2) その他

なし

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1/2. グローバル人材育成のための教育体系の再構築と教育プログラムの開発

基軸 1/5. 外国人留学生教育の充実

基軸 2/11. グローバル人材育成のための基盤となる研究の強化

基軸 3/13. 教育のグローバル化推進

基軸 3/14. アセアン諸国等の大学との連携推進

C 現代英語学科

- C-1-① 人員配置の適正化
- C-1-② カリキュラムの運営
- C-1-③ 学修効果の測定
- C-1-④ 教職課程の運営

留意点

- カリキュラム、授業内容が現代英語学科の教育理念にかなったものであるか。
- カリキュラム・ポリシーのもとに授業が適切に運営されているか。
- 各授業がシラバスに則って適切に運営されているか。
- カリキュラム・ポリシーに記載されている評価手法をもとに体系的な評価がなされているか。
- 語学検定試験の利用促進がなされているか。
- 語学検定試験により学生の語学力向上を測定できているか。

エビデンスの例示

- ・当該学科の運営に関する資料

C 現代英語学科

C-1-① 人員配置の適正化

[自己評価]

現代英語学科は専門教育プログラムを担当できる専門性を持った教員が語学教育プログラムをも担当し、大学生活支援のためのアドバイザー業務も担当している。平成 30 (2018) 年度に新任の外国人専任講師の着任があり、また学修支援センター付ではあるが専任助教の着任も得た。

以上のとおり、現代英語学科の人員配置は適正である自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

学修支援センターとの連携により、授業担当者からの情報が学生指導に不可欠となる。産前産後休暇の円滑な取得が特に特別任用教員については十全に考慮されているとは言えず、如何なる場合も補講・代講が円滑に進むよう学内の仕組みを整える必要がある。また、平成 30 (2018) 年度末で離職する特別任用教員の後任者の獲得に失敗したため、採用人事のあり方に見直しを検討されている。

C-1-② カリキュラムの運営

[自己評価]

2019 年度より英語コミュニケーションに重点を置いた新しい語学科目の配置を特徴とした新カリキュラムに移行する。このカリキュラムもこれまで同様にレベルプレイスメントシステムを持つ ACE/CORE プログラムであり、CEFR レベルに準拠した難易度設定になっている。また学生からの主体的な英語学修が求められる設計となっており、e-learning の導入は時間外学修に留まらず、上級科目への移行や語学検定の取得などに積極的に利用されることとなる。

以上のとおり、現代英語学科のカリキュラムは総じて適切に運用されていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

本学が九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム事業に参画したため、本来現代英語学科の入学対象者ではない学生、例えばリカレント教育を求める地域社会のニー

ズ、もしくは他学で学修中の極めて優秀な学生による本学英語語学プログラムへの接続が予想される。ところで上記カリキュラムは本学の従来の入学者のみを想定しており、より柔軟なクラス運営が必要になる可能性がある。また QSP に参画したことを意識の上、本学のプランテイングに関して現代英語学科のビジョンを持つ必要がある。

C-1-③ 学修効果の測定

[自己評価]

英語語学科目の学修効果は、今年度より全学年共に TOEIC L&R IP の学内試験等で継続的に計測し、結果はグループウェア「よか desk。」にて全教員が閲覧できるようになっている。以上のとおり、英語語学科目の学修効果は適切な形で測定されていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

前年度自己点検したとおり、専門教育科目の学修成果を積極的に測定する方法の開発は未着手である。また学年が高次に上がるにつれて TOEIC L&R IP の受験率が下がる傾向に歯止めがかからないため、三年次以降は公式テストの団体申し込みに切り替える等の措置を取る。

令和 3 (2021) 年度入試からの四技能英語検定の成績との接続を意識し、英語教育が四技能英語検定を如何に活用するかを検討する準備をしているが、平成 30 (2018) 年度中に結論を得ることが出来ていない。

C-1-④ 教職課程の運営

[自己評価]

平成 31 (2018) 年度からの再課程認定申請に向け、教職センター運営委員会と連携して、教科に関する科目の整備を行った。新しい課程が求めるコア・カリキュラムに従い、語学科目についても専門科目についても適切な科目を必修化することが出来たと思われる。

以上のとおり、現代英語学科提供の英語語学科目は教職課程において適切な形で運営されていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

平成 30 (2018) 年度末で離職する特別任用教員の後任者の獲得に失敗したため、担当者交代による行政書類の差し替えが発生してしまった。

[エビデンス]

(1) 平成 30 (2018) 年度自己点検評価シート
下記の大学評価基準のうち当該学科に関連するもの
3-2 教育課程及び教授方法
3-3 学修成果の点検評価
4-2 教員の配置・職能開発等「①教員の確保と配置」
F 教職センター

(2) その他
なし

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1/2. グローバル人材育成のための教育体系の再構築と教育プログラムの開発
基軸 1/3. 学士課程教育の質保証への取組み強化
基軸 1/4. 教員主体から学生主体への教育の転換

D 国際コミュニケーション学科

- D-1-① 人員配置の適正化
- D-1-② カリキュラムの運営
- D-1-③ 学修効果の測定
- D-1-④ 教職課程の運営

留意点

- カリキュラム、授業内容が国際コミュニケーション学科の教育理念にかなったものであるか。
- カリキュラム・ポリシーのもとに授業が適切に運営されているか。
- 各授業がシラバスに則って適切に運営されているか。
- カリキュラム・ポリシーに記載されている評価手法をもとに体系的な評価がなされているか。
- 語学検定試験の利用促進がなされているか。
- 語学検定試験により学生の語学力向上を測定できているか。

エビデンスの例示

- ・当該学科の運営に関する資料

D 国際コミュニケーション学科

D-1-① 人員配置の適正化

[自己評価]

平成30（2018）年4月より2名の専任教員を採用した（ドイツ語担当、日本語担当）。いずれも平成29（2017）年度をもって退職した専任教員の後任としての採用である。この人員配置のおかげで、授業数あるいは学生対応の業務等に対し、これまでどおりの対応をすることができた。

あわせて、平成30（2018）年度末で退職となる教員の後任人事への対応を行った。専任教員1名（韓国語担当）、外国人特別任用教員2名（中国語担当、韓国語担当）、助教2名（日本語担当）が2019年度から本学の教員として採用されることに決まった。これも授業等や学内業務への影響を各所で検討をした結果である。

以上のとおり、人員配置の適正化については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①授業科目とのバランスを精査し、人員配置の適正化をより進められるよう検討する。
- ②上記の取り組みをもとにして、非常勤講師採用数の適正化についても検討を行う。

D-1-② カリキュラムの運営

[自己評価]

カリキュラムの運営については、基本的に教員の意見を聴取した結果、そして学生の授業評価アンケートの結果から、教育支援委員会にて協議を行ったものをもとにして確認及び改善の可能性を検討している。

以上のとおり、カリキュラムの運営については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①2019年度開始の新カリキュラムに向けて、運営についての問題点を引き続き確認し、対応する。

②各授業の受講者数と開講科目についてバランスを常に確認し、授業数の適正化を検討する。

D-1-③ 学修効果の測定

[自己評価]

各科目を対象に実施される授業評価アンケート、成績評価のデータをもとにして学修効果を測定している。とくに、語学科目については、各種検定試験の受検を促進しているが、その成果もあり、受検者数は一定の水準を保っている。

また、上記の内容を三つのポリシーと照らし合わせ、その問題点を恒常的に確認している。

以上のとおり、学修効果の測定については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①各種検定試験の受検促進をより活発なものとする。

②「学修支援センター」との連携により、情報収集、分析の方法について検討を行う。

③策定されたアセスメント・ポリシーの検証を関連部署と連携を行う。

D-1-④ 教職課程の運営

[自己評価]

2019年度に向けての再課程申請においては、中国語教員の教職課程は予定どおり申請を行わなかった。従って、平成27（2015）年度開始のカリキュラムの学生が在学中のみの対応となる。平成30（2018）年現在2名の学生が本教職課程を履修している。

運営に関しては、中国語担当の教員が教職センター運営委員会のメンバーとして、全体的な問題を勘案しつつ行っている。

以上のとおり、教職課程の運営については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①中国語教員を目指す学生のための教職課程の運営について、対応のあり方を確認する。

[エビデンス]

(1) 平成30（2018）年度自己点検評価シート

下記の大学評価基準のうち当該学科に関連するもの

3-2 教育課程及び教授方法

3-3 学修成果の点検評価

4-2 教員の配置・職能開発等「①教員の確保と配置」

F 教職センター

(2) その他

なし

[長崎外大ビジョン21]

基軸1/2. グローバル人材育成のための教育体系の再構築と教育プログラムの開発

基軸1/3. 学士課程教育の質保証への取り組み強化

基軸1/4. 教員主体から学生主体への教育の転換

E 教育研究メディア

- E-1-①ライブラリーによる学修支援
- E-1-②ライブラリーによる研究支援
- E-1-③ライブラリーによる地域貢献
- E-1-④ライブラリー設備の管理及び運営

- E-2-①ICT による学修支援
- E-2-②ICT による研究支援
- E-2-③ICT による本学事務部門の支援
- E-2-④ホームページの管理運営
- E-2-⑤ICT 設備の管理及び運営

留意点

- ライブラリーを利用した学修支援が公的に運営されているか。
- ライブラリーが研究活動の促進に役立っているか。
- ライブラリーによる地域貢献が実施されているか。
- ライブラリーの資料や設備等は適切に管理・運営されているか。
- ICT 情報支援室を利用した学修支援が効果的に運営されているか。
- ICT 情報支援室が研究活動の促進に役立っているか。
- ICT 情報支援室が学務の運営に効果的に活用されているか。
- ホームページ等の情報発信が適切に行われているか。
- ICT 情報支援室の設備が適切に管理・運営されているか。

エビデンスの例示

- ・ライブラリーに関連する資料
- ・ICT に関連する資料

E 教育研究メディアセンター

E-1-① ライブラリーによる学修支援

[自己評価]

入学時のオリエンテーション及び留学生対象の授業である、「基礎演習」、「自由課題研究」、「Independent Study」での文献検索演習、「日本語リテラシー」授業における課題図書の見出し貸出、シラバスに掲載されている参考図書の購入、レポートや発表に必要な資料のレファレンス及びILL サービス等による学修支援をライブラリー全体で行っている。

以上のとおり、ライブラリーによる学修支援は適切に運営されていたと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①全ての学生が必要な資料にアクセスする方法を知ることができるよう支援するために、日本人新入生に対して実施できていない、授業内での文献検索演習を実施すべく、教員及び関係する部署の理解と協力を得ることが課題である。

E-1-② ライブラリーによる研究支援

[自己評価]

教員（研究者）の依頼によるレファレンス、ILL の申込み、研究費での図書購入に即応し、研究をサポートしている。

また、教員の研究成果物を掲載している紀要、『長崎外大論叢』の発行を行い、発行後の論文等を機関リポジトリに登録し学外へ公開することにも寄与している。

以上のとおり、ライブラリーによる研究支援は適切に運営されていたと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①現状で実施できることは行っているので、より良い研究支援について検討したい。

E-1-③ ライブラリーによる地域貢献

[自己評価]

学外者利用も可能としており、地域の公共図書館との相互貸借も実施している。
また、長崎県内の高校生による社会活動への協力という形でも地域貢献を行っている。
以上のとおり、ライブラリーによる地域貢献は適切に運営されていたと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①現状で実施できることは行っているので、要望があれば検討したい。

E-1-④ ライブラリー設備の管理及び運営

[自己評価]

平成 30 (2018) 年度は、入退館カウンター機能付ブックディテクションシステムの入替えを行った。他にも汚損の著しい閲覧席の椅子の座面生地の変更など、管財課との連携により設備の問題を解決し管理している。
以上のとおり、ライブラリー設備の管理及び運営は適切に運営されていたと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①天井からの雨水漏れは発生する度に対応を要請しているが、抜本的な対策には至っておらず、異なる箇所から散発しているため、屋根を含み天井全体の雨水漏れ防止対策が喫緊の課題であるとの認識のもと、管財課に要請している。
- ②ライブラリーの建物の構造上の問題である、セキュリティ及び温度湿度管理の問題についても長年の懸案であるため、解決する必要がある。

E-2-① ICTによる学修支援

[自己評価]

e-Learning システム (エル・インターフェイス社 Academic Express 3) での学生の学習履歴集計データを学修支援センターに提供してシステムの成績評価活用を支援した。
また、外大 SNS システムを新システムに移行し海外留学中の学生との情報交換を支援した。
以上のとおり、ICTによる学修支援は適切に運営されていたと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①より詳細な e-Learning システムの学習履歴情報の提供が可能かを研究する。

E-2-② ICTによる研究支援

[自己評価]

学内有線LANの増強工事を実施してインターネット接続の速度向上を図り、さらにメールシステムをマイクロソフトOffice 365へ変更することにより電子メール運用の安定性を向上させることにより研究支援を行った。
以上のとおり、ICTによる研究支援は適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

なし

E-2-③ ICTによる本学事務部門の支援

[自己評価]

メールシステムをマイクロソフトOffice 365へ変更することにより電子メール運用の安定性を向上させた。また最新バージョンのOfficeソフトが利用できる環境を構築して事務作業効率の向上を図った。

以上のとおり、ICTによる本学事務部門の支援は適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①2019年度内には全ての事務用パソコンをWindows10 PCに更新する。

E-2-④ ホームページの管理運営

[自己評価]

学校教育法施行規則「すべての大学で公表すべき事項（第172条の2第1項）」及び「公表に努めるべき事項（第2項）」に関してはすべてホームページ上で公開している。また「大学案内」ページの内容を整理・統合してわかりやすい情報発信に努めた。

動画配信は、学内向けとして「授業関連オリエンテーション」と「専修言語オリエンテーション」及び毎週の「チャペルアワー」とその他学内で開催されたイベント等を配信し、学外向けとしては「留学に関する保護者説明会」を収録して公開した。

なお、本年度はホームページの多言語化の一環として新たに韓国語ページを作成し公開した。

以上のとおり、ホームページの管理運営は適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①英語ページの内容が一部日本語ページと非対応の箇所があるため、209年度中に翻訳作業を実施し改善に務める。

E-2-⑤ 設備の管理及び運営

[自己評価]

401教室プロジェクタ交換と電子黒板の接続により、受講者が視認しやすい環境を構築した。

以上のとおり、設備の管理及び運営については適切に行われていると自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

①2020年1月のWindows 7サポート終了に向けて、全ての学内パソコンに対してWindows 10へのアップデート作業を完了する。

[エビデンス]

(1) 平成30(2018)年度自己点検評価シート

1-2④、2-10②、2-12②、2-13②、2-19②、17-2HP、22 センター機能充実

(2) その他

なし

[長崎外大ビジョン 21]

基軸 1/6. 教育活動と学修内容の公開

F 教職課程

F-1-①教職課程のカリキュラムの運営

F-1-②教職課程の授業内容

F-1-③教職課程履修者への支援

F-2-①日本語教員養成課程のカリキュラムの運営

F-2-②日本語教員養成課程の授業内容

F-2-③日本語教員養成課程履修者への支援

留意点

- 教職課程のカリキュラムが DP 及び CP に沿って適切に運営されているか。
- 教職課程の各授業がシラバスに則って適切に運営されているか。
- 教職課程履修者への支援が適切になされているか。
- 日本語教員養成課程のカリキュラムが DP 及び CP に沿って適切に運営されているか。
- 日本語教員養成課程の各授業がシラバスに則って適切に運営されているか。
- 日本語教員養成課程履修者への支援が適切になされているか。

エビデンスの例示

- ・ 教職課程に関する資料
- ・ 日本語教員養成課程に関する資料

F 教職課程

F-1-① 教職課程のカリキュラムの運営

[自己評価]

再課程認定申請を完了させ、認定を受けた。現在のカリキュラム運営も順調に行うことができた。

以上のとおり、教職課程のカリキュラムの運営は適切に運営されていたと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①新課程の開始をスムーズに行うことと、旧課程で学ぶ学生の学修を問題なく行うこと。
- ②実地調査に向けての取り組みを単年度の自己評価を行いながら、開始する。

F-1-② 教職課程の授業内容

[自己評価]

教職課程の理念と目的は、大学の教育目標と軌を一にしており、その方針の元にわが国の次世代を担う教育者を育成している。教職課程を履修する学生が一同に会し、4年生が行う報告会等では、3年が司会を務めるなど、学年を超えた交わりが行われた。

以上のとおり、教職課程の授業内容は適切に運営されていたと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①高度な語学力を身につけ、グローバルズムの世界に対応できる人材を大学全体の教育課程の元で行う。

F-1-③ 教職課程履修者への支援

[自己評価]

授業中の支援に加え、教職センター学習支援室を利用して、学生指導を定期的に行った。学生はセンターを情報交換の場として利用した。英語の免許状を取得した6名は、卒業後の進路を決定できた。

以上のとおり、教職課程履修者への支援は適切に運営されていたと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①教員免許状取得のために必要な科目をきちんと履修登録しているのかの履修指導と確認作業を徹底する。

F-2-① 日本語教員養成課程のカリキュラムの運営

[自己評価]

文化庁が平成12(2000)年に出した「日本語教育のための教員養成について」の提言を元に、プログラムを設置し、学生要覧に明記し、説明会を年2回開催し、学生や教職員に広く周知した。

以上のとおり、日本語教員養成課程のカリキュラムの運営は適切に運営されていたと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①受講生を増やす取り組みを検討する。

F-2-② 日本語教員養成課程の授業内容

[自己評価]

日本語教員養成プログラムの理念と目的は、大学の教育目標と軌を一にしており、その方針の元に、わが国の次世代を担う教育者を養成している。2019年度開始の新カリキュラムの検討を終えた。

以上のとおり、日本語教員養成課程の授業内容は適切に運営されていたと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①新カリキュラムをスムーズに開始することと、旧課程で学ぶ学生の学修を問題なく行うこと。

F-2-③ 日本語教員養成課程履修者への支援

[自己評価]

学内で教育実習を行い、報告書を作成した。また、修了者には、卒業時に修了証を授与した。

以上のとおり、日本語教員養成課程履修者への支援は適切に運営されていたと自己評価する。

[残された課題と改善・改革に向けた取り組み]

- ①国内外の就職支援の充実と図書・資料等の充実。

[エビデンス]

(1) 平成30(2018)年度自己点検評価シート
2-12 教職課程改革、2-13 日本語教員養成、5-2 日本語教育

(2) その他
教職課程再課程申請書

[長崎外大ビジョン21]

基軸1/2. グローバル人材育成のための教育体系の再構築と教育プログラムの開発

おわりに

おわりに

1. 過去2編の報告書における重点課題の改善状況

以上、本学の平成30(2018)年度における事業実施の状況を概観した。

「はじめに」で述べたとおり、本報告書が取り扱う平成30(2018)年度は「長崎外大ビジョン21」の7か年に亘る計画年度のうち5年度目に当たる。本学では「ビジョン21」計画期間において単年度ベースでの自己点検・評価サイクルを構築し、これまで『2014-2016年度長崎外国語大学自己点検・評価報告書』、『2017年度長崎外国語大学自己点検・評価報告書』の2編を既に上梓しており、これらの中で、次回以降、即ち平成30(2018)年度において至急の対応を要する重点課題として以下の5項目を挙げていた。

- ①アセスメント・ポリシーの策定
- ②学修支援体制の強化
- ③IR機能の強化
- ④外部評価システムの導入
- ⑤研究支援体制の更なる充実

この点を踏まえていま一度本文を総括すると、全体的に、懸案であった課題に対応する新組織の設置や規程の制定が行われ、また2019年度以降の新カリキュラム策定に付随したポリシー等の見直しも行われるなど、「長崎外大ビジョン21」の方向性に沿うかたちでのシステム・制度面の整備については、既にある程度一段落したとの印象を受ける。項目別に詳述すると以下のとおりである。

①アセスメント・ポリシーの策定

前回(2017年度)報告書において平成29(2017)年度時点でアセスメント・ポリシーの策定が未了に終わったこと、その理由として、アセスメント・ポリシーは三つのポリシーと密接に関連するというその性格上、新カリキュラムの策定に向けた議論があらかた完了した後でなければ、両者が整合性を持ってPDCAサイクル循環に貢献できるシステムを構築するのが困難であったためであることを述べた。

平成30(2018)年度には、この積み残した課題に対する対応として大学協議会の下に設置された新カリキュラム策定ワーキング・グループ(座長:外国語学部長 小鳥居伸介)において2019年度以降の新カリキュラムの内容に合わせた三つのポリシーの見直しと修正作業を行い、同時並行でアセスメント・ポリシーの策定を行った。完成したアセスメント・ポリシーは既に本学ホームページ上に公開(<http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/faculties-and-departments/3-policies/>)しており、これによって学生の学修成果を測定し、本学の教育課程が有効に機能しているかどうかの評価を行うこととした。

アセスメント・ポリシーの策定は、内部質保証における「学修成果の検証とそれに基づく改善施策の立案」を目的とするものであり、今後は本ポリシーを用いたPDCAサイクル(「C=点検」から「A=改善」)を本格的に稼働させていく必要がある。本文4-2-②に述べたとおり、「より具体的な学修成果の測定評価方法の研究開発(DPによる観点別評価の見直し等)」を進めると同時に、アセスメント・ポリシーの各指標に係る情報を一元的に収集管理し、分析の俎上に載せるプロセスの構築が俟たれる。そのためには以下の②及び③の課題と併せて、学修支援センター・IR課が一体となったIR機能の実質化を図り、その機能性を更に高めることが不可欠となってくるであろう。

②学修支援体制の強化

学修支援センターの設置は、学生に進路変更に伴う時間的・経済的損失を与えるとともに、学費の収入減に直結する退学・除籍を大学経営面での重要課題と捉え、これを通減させる観点

から提起された問題であり、本件については、平成 29 (2017) 年度以降、継続的に大学協議会等々において学内で協議が続けられてきた。

前回 (2017 年度) 報告書においては「学修支援センターを平成 30 (2018) 年度中に試行設置、平成 31 (2019) 年度に正式開設するとの方針を決定した」とあるが、その後の大学協議会での協議等を経てこの予定を前倒しし、平成 30 (2018) 年 9 月に学校法人長崎学院組織規程を改定し、第 28 条に「学修支援に関する事項を総括する」ものとして学修支援センターの設置を盛り込んだ。更に 10 月には、現代英語学科所属として同センター専担の特別任用助教 1 名を採用 (平成 31 (2019) 年 4 月には国際コミュニケーション学科所属の同センター専担として特別任用講師 1 名を採用予定) し、センター機能を担保するための人的配置を終えている。平成 30 (2018) 年度末の時点で設置から半年を経過しているに過ぎない段階ではあるが、既に本文 2-2. 等にて明らかなように、同センターを核として、授業担当教員及び学生生活アドバイザーが連携して学生指導に当たる体制を構築すべく、アドバイザー制度の改革に着手しているほか、既存の休退学防止連絡会議、スクールカウンセラーとの連携及び定期的な協議体制も構築された。更に T.A.、S.A. についても同センターで管理する方針となる等、着々と体制整備は進んでいる印象である。今後はこういったスキームの機能性を高めるソフト面での充実が求められる。具体的には IR 課と連携した入学者関連情報、学修成果に係る情報、就職・進路関連情報のデータベース構築に着手すると同時に、これら情報を横断的に分析し、同センターの本来の設置目的である退学・除籍者の減少に向けた施策の策定に活かしていくことが必要である。

③IR 機能の強化

本学における IR の取り組みは、これまでは教学 IR 委員会を中心として学生の単位取得状況、学習行動、学習成果、教育効果、学生の授業評価等に関する情報の収集と分析業務を行っていた。ただ、上記②の学修支援センターの開設に併せて、教育研究と厚生補導にまつわる諸課題の解決に向けた分析精度を向上させることが求められ、そのための「IR 専担部署の設置及び専任職員の配置、もしくは兼務を含めた担当者の配置」が、積み残された課題であった。

教学 IR 委員会という定期的開催される委員会組織のみで IR 事業を推進していく現状に限界を感じていたことから、IR 課の設置については早くから大学協議会等でも議論されていたところであり、平成 30 (2018) 年度において 9 月の一連の組織改編の際に、学長室のもとに IR 課を設置し、専任事務職員 1 名 (課長職) を配置する人事異動に着手した (本文 4-1. 参照)。この動きを受けて同年度下半期においては、学長・教学 IR 委員長 (外国語学部長) に IR 課長を交え、今後の課題、即ち上記②に挙げた「入学者関連情報、学修成果、就職・進路関連情報のデータベース構築、及びこれら情報を横断的に分析する手法の構築」についての予備的協議を開始している。

④外部評価システムの導入

「はじめに」で述べたとおり、認証評価の第 3 期評価システムに「内部質保証」と「PDCA サイクルの機能性」が最も重要な要素として盛り込まれたことを受け、本学の自己点検・評価結果への信頼性の向上と妥当性の検証に向けたチェック体制強化の一環としての外部評価システムの導入は喫緊の課題であった。

外部評価委員会については、高等教育の専門家への委員委嘱や、連携する他大学との相互評価等を想定し、平成 30 (2018) 年度上半期の大学協議会において、外部評価委員会の構成案の協議を進め、9 月に「長崎外国語大学外部評価委員会規程」を新規制定し、3 名の外部評価委員を委嘱した。初回委員会は 2019 年度当初を予定しているが、これに先立ち外国語学部長・事務次長らが外部評価委員を訪問し、2017 年度自己点検評価の結果にかかる意見聴取を実施した (本文 6-2. 参照)。今後は、本報告書に纏められた当年度自己点検・評価の結果について 2019 年度上半期に外部評価委員会を開催し、事業の全体に係る改善点の徴取、及び自己点検・評価に代表される本学の内部質保証体制の妥当性についても意見を伺う予定としている。また、これまで実施してきたステークホルダー (卒業生や近隣自治体等) からの意見聴取も継続しつ

つ、社会変化や地域社会からのニーズに対して機敏に対応できる学内体制の構築を進めていく所存である。

⑤研究支援体制の更なる充実

平成 30 (2018) 年度から施行された認証評価第 3 期評価システムにおける日本高等教育評価機構の大学評価基準に「研究支援」の項目が新設されたことを受け、本学においても当該項目に対する点検・評価を本格的に稼働させており、前回 (2017 年度) 報告書においては、「各教員の科学研究費への更なるコミットとそれを促進する財政面での支援体制の構築」、「私立大学研究ブランディング事業の採択を目指した取り組みの充実」、「大学としての研究成果の評価、学外発信、地域社会への還元」、等といった課題が浮かび上がっていた。

そこで本学では平成 30 (2018) 年 9 月の組織改編において、研究推進委員会・研究支援課を新規設置し、同課に専任事務職員 2 名を兼務配置した。同月付で改定された学校法人長崎学院事務分掌規程の研究支援課の条項には、所掌業務として以下の業務が掲げられている。

- (1) 研究の全学的マネジメントに関すること。
- (2) 全学的な研究支援及び体制に関すること。
- (3) 全学的研究の実施・支援体制に係わる自己点検評価に関すること。
- (4) 大学として実施する研究プロジェクトの自己点検評価に関すること。
- (5) 新長崎学研究センターに関すること。
- (6) 研究上の倫理及び安全に関すること。
- (7) 研究上の不正行為及び研究費の不正使用に関すること。
- (8) 研究員に関すること。
- (9) 共同研究に関すること。
- (10) 学内研究費、科学研究費等の研究補助金・競争的研究資金及び研究寄付金に関すること。
- (11) 知的財産に関すること。
- (12) その他研究に関すること。

以上の制度整備に併せて、上記の課題に対する対応も逐次関係部署において協議・検討を進め、科学研究費への応募勸奨及び財政面の支援体制については新長崎学研究センターにおいて科研費応募教員 (不採択者含む) に対する「研究活動支援費」を支給することで教員の研究マインドの高揚を図ったほか、「教員の研究成果に対する評価」制度については、2019 (平成 31) 年 3 月に編纂された『2019 年度事業計画書』の中で、令和 3 (2021) 年度までに教員の業績評価システム導入を検討すること、教員の個人研究費の効果的かつ適切な使用を検証し、個人研究費や学長裁量経費の資源配分の仕組みを改善すること、を重点課題として盛り込み済みである。

2. 本報告書から見た新たな課題—令和 2 (2020) 年度に向けて—

以上、①から⑤に掲げた事項については、前回以降、着実に課題への対応が進み、それぞれの課題解決に向けた制度設計と体制整備は既に完了していると言える。平成 30 (2018) 年度においてはこのほかにも、漸く全体像がはっきりしてきた感のある新入試制度 (本文 2-1.) や、本年度末現在で国会審議中となっている、「高等教育段階の教育費負担軽減新制度」 (本文 2-4.) に対する対応といった課題が浮かび上がり、各担当部署を中心に制度設計を進めている状況であるが、これらの新たな課題への対応も含めて、本学においては学長のガバナンスの下、法令改正や関連制度改革に即応し、本学に求められる要件を咀嚼し、本学の実態に即して規程制定や組織改編を行うスキームは既に確立しているものと見做すことができる。

よって、次年度 (2019 年度) 以降、中長期計画「長崎外大ビジョン 21」完成年度にあたる令和 2 (2020) 年度に向けては、上記②のなかで端的に表現しているとおり、特に平成 30 (2018) 年度中に実施された組織改編により誕生した新組織や制度を実際の運用において軌道に乗せ、

また各組織間の連動性を更に向上させていくことが課題となるであろう。具体的には、アセスメント・ポリシーに基づく新カリキュラム検証においては、学修支援センター・IR課が収集するデータの収集から作成・分析・提供までの作業工程、及び情報のオーソライズの仕組みを構築することであり、本課題は学修支援センターが担う退学・除籍者低減に向けた取組や、研究推進委員会にて検討している教員の業績評価の仕組みの構築においても同様である。更に言えば、これら一連のIR関連情報の分析結果によって導き出された提言や施策を、「内部質保証」と「PDCAサイクルの稼働」に繋げていくためには、理事会（本文5-2.）や評議員会・経営企画協議会・大学協議会・（いずれも本文5-3.）に対する定期的な連絡報告体制と密な連携体制を形成し、これによる各機関の意思決定への積極的支援が実質的に機能することが求められる。「はじめに」で述べたことを再録するならば、まさにこれらの自己点検・評価結果によって導き出された改革が、本学の「教学面・運営面の質向上に“確かに”貢献していることを“可視的に”証明すること」であり、2019年度以降の自己点検・評価の営為において、絶えずこの点に立ち返り、各部署が事業進捗と点検評価を行っていくことを目指したい。